

水源連だより

2001年10月12日

SUIGENREN
DAYORI
No.18

東京都千代田区平河町1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替 00170-4-766559

<http://member.nifty.ne.jp/aqua/suigen.htm>

水源開発問題全国連絡会◆
ホームページ

漁民の怒り！間近に見るダム排砂の実情 全国集会・第8回水源連総会、黒部川で開催

—目次—

〈事務局から〉

- ・第8回水源連総会と
黒部川全国集会のお知らせ 2
- ・民主党の公共事業改革法案の
問題提起について 9
- ・民主党、菅幹事長に土地収用法
改正案成立を問いたす 15

〈黒部川現地からの案内〉

- ・「よみがえろ！黒部川、
富山湾11月24日
全国集会」へのお誘い 17
- ・黒部川ダム問題
この1年の取り組み 18



〈各地の運動から〉

- ・湯ノ谷揚水発電所計画が中止に！ 22
- ・「清津川ダム」その後の報告 25
- ・運動広がる川辺川ダム問題 29
- ・今「脱ダム宣言」の真価が問われている 32
- ・渡瀬第2貯水池計画が遠のく 33
- ・徳山ダム裁判（事業認定取消訴訟）大詰めに 36
- ・ミソゴイを第2のトキにさせるな（辰巳ダム） 37
- ・内海ダム再開発事業の凍結を（香川県小豆島） 40
- ・「紀ノ川流域委員会」の開催はじまる 42
- ・市民運動の敵、民主党の裏切り 43
- ・足羽川ダム、県と福井市利水撤退（新聞記事） 46
- ・徳島県知事選結果（新聞記事） 47

第8回水源連総会と黒部川全国集会のお知らせ

全国各地でダム反対運動が展開されています。

土地収用法の適用になったダムが徳山ダム、苫田ダム、川辺川ダムと三つもあります。暴力的に土地強制収用がおこなわれた徳山ダム、土地収用裁定がおこなわれている苫田ダム、土地収用委員会に裁定を申し出る期限を年末にひかえている川辺川ダム、どこも起業者側はなりふり構わず事業推進を図っています。現地ではこのように強権的な事業推進に対して、昼夜を問わず、粘り強い反対運動が進められています。

一方、各地のダム反対運動とそれによって形成された世論の盛り上がりにより、細川内ダム、矢田ダム、松倉ダム、新月ダム、大仏ダムなどは中止が決定しました。渡良瀬遊水池総合開発二期事業も事実上の中止の状況になっています。

しかし、与党三党から中止を勧告されたダムの中には清津川ダムのように地方整備局が再度復活に向けた検討をしているところもあります。

紀伊丹生川ダムはダム等審議委員会で「推進」の結論が出されたものの、改正河川法に基づく紀の川整備計画策定の段階で反対派住民代表も含めた流域委員会でその是非が議論されています。このような状況は反対運動の第一歩の成果といえます。

また、足羽川ダムは利水面での見直しがおこなわれ、福井県（工業用水）と福井市（水道用水）がダム計画の利水からの撤退を表明しました。

このように、全国では起業者の強権的な事業推進と、ダム計画の休止・中止、利水予定者のダム計画からの撤退、と様々な動きがあります。いずれにしろ、私たちの運動が提起してきた事実に基づく反論が正しことが証明され、多くの成果をあげていることは確かです。

しかしながら、まだまだ私たちの運動は大きな壁に突き当たっていることも事実です。

水源連事務局では昨年度の総会でも議論され、引き続き宿題となっている問題について検討を重ねてきました。そのことを議論の中心テーマとしつつ、各地の運動の現状を報告し合うなかで、壁を乗り越えるための方策を見出すことを目的に、以下のとおり、今年度の水源連総会・全国集会を開催します。

総会・黒部川全国集会の概要

今年の総会・全国集会は、出し平ダムと宇奈月ダムからの排砂で甚大な被害を受けている黒部川とその沿岸を守るために活動している「黒部川ウォッチング・富山ネットワーク」をはじめとした皆さんの協力を得て、宇奈月で11月24、25日に開きます。

24日の午後から現地見学会（黒部川河口～宇奈月ダムと、宇奈月ダム～出し平ダムの2コースあります。いずれか一つを選択してください）、夜は全国集会となります。25日は午前中、水源連総会とします。

24日の集合時刻と場所は現地見学コースによって異なります。

現地見学会に参加されない方は、直接、宿舎である黒部荘へ午後5時頃までに到着して下さい。なお、総会のみ参加の方は、25日8時までに黒部荘にお出下さい。

現地見学会と全国集会及び参加申し込み方法についての詳細は別ページを参照して下さい。

緊急カンパをお待ちしております。

九州、球磨川漁協と川辺川を救うために よろしく願いいたします。

現在、川辺川ダムは事実上、球磨川漁協のガンバリで止まっています。しかし、ここにきて、地元熊本では、ダム推進派がめっちゃくちゃな事をしています。

裏面にあるような情報を受け取りました。(私も記載について、漁師さんと会って事実を確認しています。)もう黙ってはいられません。以下、緊急のお願いです。

◆◆◆ カンパ振込先 ◆◆◆

■郵便局

【口座番号】 01760-9-90480

【加入者】 川辺川・球磨川を守る漁民有志の会

■銀行

【口座】 肥後銀行人吉支店 <普通> 1650974

【名義人】 駄目ダム基金会計 山本義彦

問い合わせ先： 川辺川・球磨川を守る漁民有志の会

事務局 毛利正二 (携帯 090-8834-1533)

アドレス mourisy@crocus.ocn.ne.jp

よろしく願いいたします。

最新追加情報

現在、球磨川漁協への組合加入申請が大量発生しています。木下組合長と某県議会議員関係者が大量に遊漁券を持ち出して土建業者を中心に大量加入させたからです。(情報によると、締め切り期間を過ぎてからも大量の加入者を認可している模様)このような行為により、反対派総代が多い八代地区の組合員は一気に倍になりました。(組合員が一気に400名も増加!)彼らのねらいは、次の5月に行われる総代選挙で、数にものをいわせて、ダム反対の総代を落選させる事です。今回の総会を乗り切っても、ダム推進派は次の手を打ってきているのです。

こんな汚い連中と対峙している、現地の良識ある川漁師の皆さんに、ぜひ支援をお願い致します。最後までお付き合い頂き、ありがとうございました。

■情報発信元

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会
事務局 渡辺誠

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 22-17-201 号

Tel.03-5459-2351 Fax.03-3463-0288

mailto:watanabe@axera.co.jp

この国は、法治国家だつたはずですが。

これは事実です。

先日ダム反対派〇〇組合員の車から鮎が入ったクーラーごと、桶と共にに入れていた刺し網が桶ごと紛失しました。

反対派〇〇〇〇さんの船は、つないでいたところから遙か下流へ流されていました。このように、反対派の組合員へ悪質な行為を仕掛けて来ています。過去初めての被害だと両氏とも言っています。

八代では、敵の漁協監事自らが反対派の組合員の家に来て、「あんた達はダムが出来んときは裁判にかけられるとばい、それでよかつな」と脅迫しています。また、「委任状ば、かかんなら、シラス（ウナギの子）組合員から除名するが良かな。」といわれた総代は自らシラス組合を辞めたと報告が入っています。

敵（推進派）の名簿には反対派組合員の職業まで明記されています。仕事のからみから責めています。責められた組合員は、この不況下に首にされたら、この歳で雇ってくるところはないと、委任状書く寸前までになっています。

今から10日ほど前に△△の××組に建設業者、その他が集められ、「委任状取りに応援しない業者には本体着工になったとき仕事はやらない」と脅されているのです。「不況下の為に1本でも仕事に預からないと、従業員を路頭に迷わせることになるのもいで、組合員の家を回っています。どうしたら良いのでしょうか。」と海水面組合に相談にきた業者もあるのです。

そんな業者に「それなら本体着工になったら何処の現場を私にさせるのか一札書け。と何故言わなかったのか、ゼネコンが大半仕事するのだ。あんた達来るわけがない。××××がどんな人間か知っているのか。」と縷縷話をして翻させた組合員も出ています。

〇〇さん（反対派）は人口勝腕をぶら下げて戦っています。凄まじい気迫です。昼も夜も獅子奮迅の戦いをしています。84歳になります。

〇〇さん（反対派）は糖尿病で、血糖値 450 の身体です、痩せ細った姿で激闘を続けています。

私も血糖値が300を超えましたが1日 500キロ走行を決意して組合員、総代の家を走り回って激励しています。いかんせん多勢に無勢、しかも資金枯渇の中、歯を食いしばって頑張るしかありません。

いま、私にとって必要なのは共に戦おうという戦士と資金です。資金のことで奇麗事を云々するときではない。そんなことは勝ってからの話です。相手は闇の人間です。何を仕掛けてくるか理解を遥かに超えています。国と業者と執行部が相手なのです。負けて奇麗事もクソも何もありません。我々は「不可能を可能」にして戦ってきました。「悪は多けれども一善に勝つことなし」です。断じて勝利します。

水源連総会・現地見学会 参加申込書

2001.11.

*空欄に記入、見学会・宿泊・懇親会・調査は該当項目に○をつけて下さい。

氏名	郵便番号	住所	電話	所属団体	24日見学会	24日の宿泊	性別	24日夜 懇親会	24日朝の海泥調査
連絡代表者					Aコース Bコース 不参加	要 不要	女 男	参加 不参加	参加(23日宿泊 要・不要) 不参加
					Aコース Bコース 不参加	要 不要	女 男	参加 不参加	参加(23日宿泊 要・不要) 不参加
					Aコース Bコース 不参加	要 不要	女 男	参加 不参加	参加(23日宿泊 要・不要) 不参加
					Aコース Bコース 不参加	要 不要	女 男	参加 不参加	参加(23日宿泊 要・不要) 不参加
					Aコース Bコース 不参加	要 不要	女 男	参加 不参加	参加(23日宿泊 要・不要) 不参加
					Aコース Bコース 不参加	要 不要	女 男	参加 不参加	参加(23日宿泊 要・不要) 不参加

☆宿泊費は翌日の総会参加費込みで1万円、総会のみは500円、見学会は1000円です。懇親会費は別途2000円を予定。全国集会は参加費(資料代)1000円。

☆24日午前9時からの漁船での海泥調査は、定員10名。前夜からの入善の旅館に宿泊可能です。詳しくは希望の方に直接ご連絡します。早めにお申し込み下さい。場所は入善漁港から富山湾へ、協力が入善朝日利し網部会の漁民の皆さんです。

見学会

いずれも参加費1000円

Aコース	JR黒部駅-黒部川河口-中流-宇奈月ダム	24日12時30分 JR黒部駅集合
Bコース	宇奈月温泉-宇奈月ダム-出し平ダム	24日12時30分 富山地方鉄道宇奈月温泉駅集合

★参加申し込みは、この用紙に記入の上、11月10日必着で下記宛に郵送・FAX又はE-mailで下記宛にお申し込み下さい。

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28 遠藤保男 電話・Fax 045-561-8186(電話は夜のみ)

Eメール yakkun@mvd.biglobe.ne.jp

宇奈月温泉への交通案内

<大阪より>

大阪7:12～サンダーバード1号～10:21富山10:45～特、うなづき1号～11:52宇奈月温泉
(JR北陸線) (富山地方鉄道)

大阪7:42～サンダーバード3号～11:15魚津11:21～特、うなづき1号～11:52宇奈月温泉

大阪7:42～サンダーバード3号～10:58富山11:07～～～～～～12:38宇奈月温泉

大阪8:42～サンダーバード7号～11:52富山12:01～12:29黒部(見学Aコースのみ可)

.....

宇奈月温泉～大阪方面帰り

宇奈月温泉13:25～特、うなづき10号～14:28富山15:15～サンダーバード36号
～18:32大阪

宇奈月温泉14:41～特、うなづき12号～15:45富山16:08～サンダーバード40号
～19:32大阪

～～

<名古屋より>

名古屋7:54～しらさぎ1号～11:30富山12:01～12:29黒部(Aコースのみ可)
12:10～うなづき3号～13:14宇奈月

.....

宇奈月温泉13:25～特、うなづき10号～14:28富山15:26～しらさぎ14号～19:08名古屋

～～

<東京より>

東京7:12～あさひ305～8:24越後湯沢8:32～はくたか2号～10:24富山10:45～特、うなづき1号～11:52
宇奈月温泉

東京7:48～あさひ307～9:05越後湯沢9:19～はくたか4号～11:20魚津11:21～特、うなづき1号～11:52
宇奈月温泉

.....

宇奈月温泉13:25～うなづき10号～13:53魚津14:09～はくたか11号～16:15越後湯沢16:27～あさひ32
2～17:48東京

宇奈月温泉13:25～うなづき10号～13:53魚津15:02～はくたか83号～17:04越後湯沢17:12～あさひ324～
18:28東京

宇奈月温泉14:41～うなづき12号～15:09魚津16:32～はくたか13号～18:13越後湯沢18:23～あさひ326
～19:44東京

富山・宇奈月温泉間の富山地方鉄道の主要な列車時刻

富山発宇奈月温泉方面

9:14(急)、10:45(特)、11:07、12:10(特)、13:25(特)、14:40(特)、16:35(特)、
18:10(急)、22:00(最終)

宇奈月温泉発富山方面

12:08(特)、13:25(特)、14:41(特)

* 特急で富山・宇奈月温泉間は約1時間5～10分です。

なお、24日の朝には漁船に乗り、黒部川河口沿岸に堆積した、ダムからの排砂汚泥の採取をおこないません。採取した汚泥は時間が経つと状態が変わってしまいます。実際に海底に堆積している汚泥の状態を見るには漁船の船上が一番です。汚泥採取に参加を希望される方はその旨を参加申込書に記してください。船の都合上、申し込み先着10名程度とさせていただきます。詳細については、申し込みをされた方に追ってお知らせします。

第8回水源開発問題全国連絡会総会の議題など

日時：2001年11月25日（日曜） 8：30～12：00

場所：宇奈月温泉 黒部荘

内容：

1. 水源開発問題全国連絡会「ダム問題の法制度に関する研究会」の検討結果の報告と討論

水源開発問題全国連絡会では昨年5月に「ダム問題の法制度に関する研究会」を発足させ、次の3テーマについて検討を進めてきました。

- (1) 公共事業の是非を審査して不要な事業を中止させる制度
- (2) ダム計画中止後の水没予定地の生活再建措置をはかる制度
- (3) 係争中のダム工事を中止させる法的手段

研究会のメンバーは岡本雅美日本大学教授、弁護士の方々（大木一俊氏、外井浩志氏ほか）、国会議員秘書、ハッ場ダムを考える会の方々、水源連事務局、等々です。毎月1回のペースで議論を積み重ねてきました。その結果、(1)と(2)については次の法案がまとまりました。

① 公共事業審査法案

② ダム計画中止後の生活再建支援法案

①は昨年の総会で提案したものと基本的に同じですが、その後の議論で内容を充実させました。また、②は総会后に、鳥取県の旧中部ダム予定地への取り組みを参考にして作成しました。

一方、土地収用法改正（改悪）の動きに対抗して「土地収用法から公共事業を見直すネットワーク」が結成され、政府案の対案を作成しました。水源連事務局のメンバーもこのネットワークに参加して作成作業と一緒に進めました。上記(3)のテーマは其中で取り上げるのが妥当と考え、(3)のテーマも含めた次の対案を作成しました。

③ 土地収用法改正対案

なお、これらの法案作成段階で原案を機関紙に掲載し、皆さんからのご意見をいただきました。いただいたご意見を研究会で討論した結果を踏まえて、総会で再提案させていただきます。

2. 「ダム問題の法制度に関する研究会」の成果を立法化するための活動

「ダム問題の法制度に関する研究会」で3つの法案を立案しましたが、これらは実際に立法化されないと意味がありません。

i) 「土地収用法改悪」問題への対応。

「土地収用法から公共事業を見直すネットワーク」（事務局 政野淳子氏）が政府案の対案を作成し、全野党に協力要請をしました。水源連の皆さまからも各党に対する要請に協力をいただきました。しかしながら、民主党が政府案に賛成という立場をとったため、政府案が成立してしまいました。

この法案が参議院にかかった段階で、水源連は「廃案に追い込むように」と民主党の菅幹事長に直接会って要請することを目指しましたが、「時間を取れない」ということで実現しませんでした。議

会終了後、土地収用法改正の問題点について菅幹事長との話し合いを持つことができました。しかし、「時既に遅し」で、水源連の考え方を伝えるとともに、「今回の民主党の選択はこれまで民主党が示してきた各地のダム反対運動へのスタンスと180度異なるもので、ダム反対運動に対する裏切り行為である」と厳しく抗議しました。

民主党が土地収用法改正案に賛成した背景には党内事情があったのも事実のようですが、民主党には「住民の側から公共事業の是非を考える」視点が基本的に欠如しているようです。

この話し合いの中で、菅幹事長は「土地収用法改正には私は反対であった。民主党は公共事業に関連して四つの法案を出した。その中で土地収用法の前段階、公共事業の公共性について縛りをつけるようにしたい」という主旨の発言をしました。しかし、それらの法案には基本的な問題があって、住民運動にとってむしろ障害になるものです。この問題について、日を改めて菅幹事長と話し合いをすることにしました。

ii) 民主党の公共事業関連法案への対応。

民主党が、今年5月に公共事業の改革に向けた四法案を国会に上程しました。これらの法案は、自然破壊と財政危機の元凶となっている公共事業をコントロールし、コンクリートダムの建設を中止していこうという意図でつくられたもので、そのこと自体には私たちも大いに賛成です。

しかし、それらの法案の内容を検討すると、私たちの期待を大きく裏切るもので、ダム反対運動にとって大変な障害になり、むしろダム建設推進の手段になることが分かりました。そこで、同党に対して、別記の文書を提出して、公共事業改革法案の問題点を提起しました。

総会ではこれら二点について詳細を報告すると共に、最善策を見出すための検討を予定しています。

3. 事務局としての情報収集と支援活動の報告

紀伊丹生川ダム、榎尾川ダム、清津川ダムの現状把握のための現地視察・話し合い・シンポジウムへの参加などをおこないました。これら三つのダムに対して、それぞれ多様な反対運動が進められています。水源連として支援できることがあれば対応できる体制を整えたいと考えています。

4. 河川整備基本方針と河川整備計画策定の状況報告と討論

河川法が改正されてから4年が経過しています。改正河川法では各河川について河川整備基本方針と河川整備計画を策定することになっています。その策定状況を知るため、全国8地方整備局、1開発局に5月20日にアンケートを出し、その回答を6月上旬頃に受け取りました。その詳細は総会で発表する予定です。ここでは概要を報告します。

河川整備基本方針策定済みの直轄河川

留萌川、沙流川、最上川、多摩川、豊川、狩野川、安部川、由良川、大野川、白川、本明川の11河川。いずれも基本高水流量などは従前と同じ。

河川整備計画策定済みの直轄河川

多摩川、大野川………とともに流域委員会を設置した。

河川整備計画策定中

流域委員会もしくは流域懇談会で意見を聞いている。

留萌川、沙流川、最上川、豊川、狩野川、安部川、由良川、淀川、紀ノ川、
住民参加の状況

地方整備局が一般市民を流域委員会等の委員として指名しているところもいくつか見られる。淀川、紀の川の流域委員会では、流域委員の一部を公募している。両流域委員会は公開で、傍聴者も発言できる。

流域懇談会セミナー、公聴会、地域説明会、等で住民の意見を聴いているケースもあるが、双方向のやり取りができていないか否かは不明。

総会では河川整備計画策定への対応策について検討する予定です。

5. 平成12年度及び13年度（平成13年8月末現在）に中止が決定されたダム

平成12年度の国土交通省の再評価では直轄ダムが細川内ダムなど10、水資源開発公団ダムが2、補助ダムが松倉川ダム・大仏ダム・新月ダムなど35、合計47ダムが正式に中止となりました。そのうち、中部ダム（補助ダム、起業者は鳥取県）以外は与党三等の中止勧告を受けて行った「公共事業の抜本的見直し」によるものです。これらのダムの中止理由には、「利水の見通しがないこと」が一番多く、「地質上の問題から他の案のほうが有利」が次に多く見られます。細川内ダムのように「地元の情勢が厳しい」ことを中止の理由にしているところもいくつか見られます。水源連に参加されている皆さんが現地で指摘したことが根拠となって中止となったダムも少なくありません。詳細については総会で報告します。

平成13年度は8月末現在で外面ダム（補助ダム、起業者は福島県）のみの中止が決定しています。

まだまだ不十分ですが、中止ダムが増えてきたことは私たちの運動の成果です。各地の運動がそれぞれのダム中止を勝ち取る状況を更に切り開いていきましょう。

ダム中止が決定されたところでは、これまでのダム計画ゆえの「破壊された人間関係の修復」、「地域住民の生活再建」、「地域振興の遅れの回復」、「公共事業に依存しない地域振興」などが緊急課題になっているところがあります。水源連が検討している法制度の整備に加え、地域に応じた政策のあり方など、総会で検討します。

6. これからの課題の検討

水源連会員の拡大。

「ダム問題の法制度に関する研究会」を中心として作成した法案の議員立法を目指す。

清津川ダムのように再浮上しているダム計画への対応。

ダム計画中止後の生活再建、地域振興策の検討。

「公共事業をチェックする議員の会」との連携。

「公共事業をチェックする地方議員の会」設立の呼びかけ。

機関紙の発行回数を年に4回、ホームページの充実、Eメール網の確立など。

なんといっても、財政基盤の確立を。特に団体会費の納入改善を。

11月24・25日全国集会&総会スケジュール

11月24日(土)

現地見学会

二コース設定しました。下記の A,B からどちらか一つを選択してください。Aコースは主として地元の方々を対象にしています。水源連関係者にはBコースをお勧めします。なお、Bコースには定員があるので申し込み先着順とし、定員を超えてから申し込みされた方はAコースになることをあらかじめご了承ください。申し込みをされた方には、BコースにならなかったかAコースになったかの結果をお知らせいたします。

◎ A コース→黒部川河口・宇奈月ダム見学コース

黒部川河口から中流部までの実態を調査する。

12:30 JR 黒部駅出口にて現地見学会の受付開始

13:00 黒部駅出発、見学会スタート

☆黒部川河口の見学

☆河口から宇奈月ダムまでの見学

16:30 黒部峡谷鉄道宇奈月駅到着

16:40 黒部荘 2F ロビーにて全国集会、宿泊、総会の受付

◎ B コース→宇奈月・出し平ダム見学コース

この二つのダムは排砂装置を備えたダムで、この二つのダムからの排砂が黒部川と河口沿岸に甚大な被害を与えています。

宇奈月ダムへは徒歩、出し平ダムへはトロッキ電車に乗ります。

※30名まで対応可能、参加申し込み先着順とします。

12:30 黒部荘 2F ロビーにて現地見学会、全国集会、宿泊、総会の受付開始

13:00 黒部荘出発、見学会スタート

☆宇奈月ダム・宇奈月発電所見学のため徒歩でダム下流展望台まで往復

14:20 黒部峡谷鉄道宇奈月駅集合

14:33 黒部峡谷鉄道宇奈月駅出発

15:16 出し平駅到着

☆ 周囲を見学の後を関電職員より 30 分程度説明を受ける。

16:21 出し平駅出発

16:56 宇奈月駅到着

◎以下 A・B コース共通

17:00 黒部荘

☆夕食およびフリータイム、

全国集会

18:00 黒部川全国集会開始 宇奈月国際会館 2F 大会議室

現地実行委員会のあいさつ

黒部川の概略をスライドで紹介

黒部川漁民の訴え

全国からの支援のアピール

海と川を守る漁民の連帯アピール

休憩

富山県公害審査会の申請と経過報告(弁護団)

富山湾のヘドロの堆積とダム排砂(田崎研究室)

宇奈月ダム排砂ゲートの開放を求める(水源連・嶋津氏)

集会宣言文採択、閉会のあいさつ

21:00 黒部川全国集会終了

黒部荘へ移動

21:10 黒部荘到着

☆休憩、入浴など

交流会 21:30～23:00 黒部荘 2F 会議室

11月25日

水源連総会 8:30～12:00 黒部荘 3F 大広間

11月24・25日全国集会&総会の費用

☆現地見学会→A,B コース共資料代として1000円

☆全国集会→参加費として1000円

☆交流会→参加費として2000円

☆ 総会参加費（宿泊代込み）→10,000円（宿泊しない方は500円）

オプション

海泥は採取してから時間が経つと固体と液体の分離が始まり、海底にあったときと状態が変わってしまいます。できるだけ新鮮な海泥をご覧になることをお勧めします。

黒部川河口沿岸の海泥採取を24日午前9時から10時半にかけておこないます。入善漁港から出船します。船に乗れる人数は10人程度です。申込者が定員を超えた場合は、先着順を基本として乗船していただき、残りの方には入善漁港で取り立ての海泥を見ていただくことになります。

集合場所、前日の宿泊先と宿泊代などの詳細については、申し込みをされた方に別途お

知らせします。

参加申し込み方法

同封の申込書に記入の上、郵送またはFAXまたはE：メールで下記宛てへ

締め切りは11月10日（現地見学会Bコースと海泥採取は先着順）

送り先：〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町 6-2-28 遠藤保男

電話 & FAX 045-561-8186（平日の昼間は家のものはいませんが、FAXは「通信」
とか「送信」ボタンを押していただければ、いつでも、自動受信できます。）

E－メール yakkun@mvd.biglobe.ne.jp

*期間中（11月23日～25日）の事務局の連絡先は 090-1854-6763 佐藤まで。

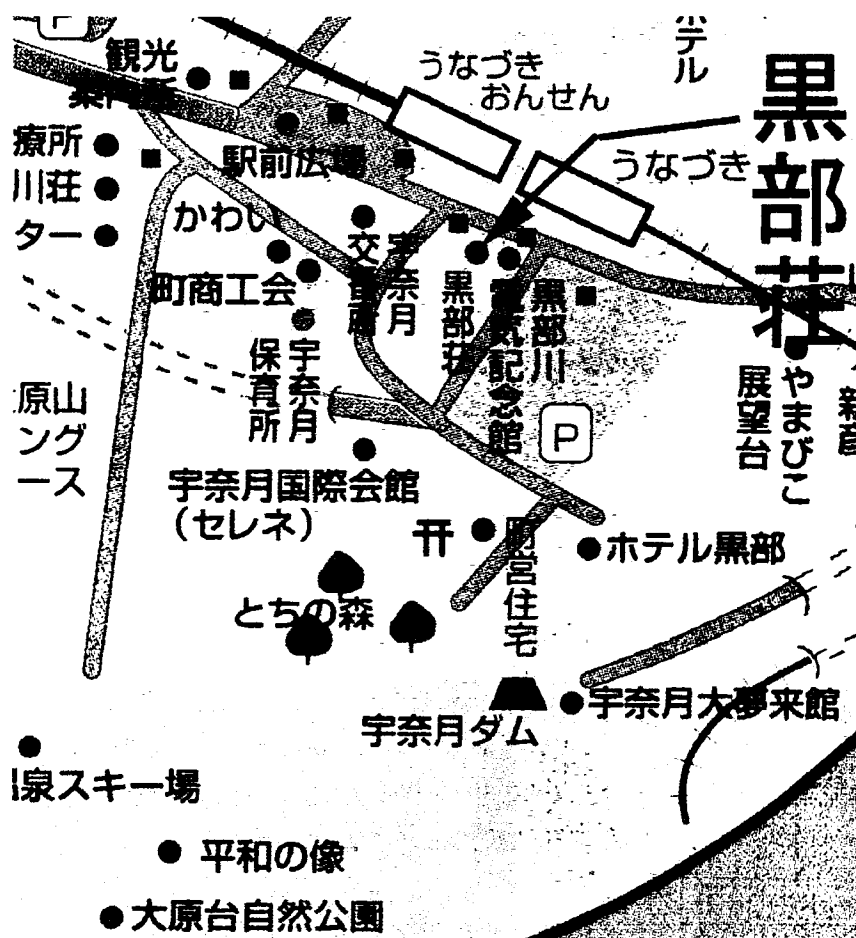
宿泊先（総会会場）付近の案内

宿泊先：黒部荘（地方職員共済組合宇奈月保養所）

富山地方鉄道宇奈月温泉駅下車、徒歩1分

〒938-0282 富山県下新川郡宇奈月町宇奈月桃源 462-2

電話 0765-62-1149



民主党の公共事業改革法案の問題提起について

水源開発問題全国連絡会事務局

民主党が、今年5月に公共事業の改革に向けた四法案を国会に上程しました。四法案のうち、「公共事業基本法案」は同党が数年前に上程して廃案になった公共事業コントロール法案を焼き直したもので、残りの三法案は今回新たに作成したものです。その中で、略称「緑のダム法案」は、緑のダム構想を実現するという趣旨でつくられたものです。

野放図に進められ、自然破壊と財政危機の元凶となっている公共事業をコントロールし、コンクリートダムの建設を中止していこうという意図は私たちも大いに賛成で、そのこと自体に疑問をさしはさむつもりは全くありません。

しかし、それらの法案の内容を検討すると、住民の側から公共事業の是非を考える視点が全くないなど、私たちの期待を大きく裏切るものでした。もしそれらの法案が成立すれば、私たちのダム反対運動にとって大変な障害になり、むしろダム建設推進の手段になることが分かりました。このように表紙と中身が異なり、住民運動にダメージを与える法案をそのままにしておくことはできませんので、別紙のとおり、同党の菅直人幹事長に対して、法案の問題点を提起しました。

私たちは単に法案の批判だけをしているわけではありません。水源連だよりの前号でお知らせしたように、私たちは「公共事業審査法案」と「ダム計画中止後の生活再建支援法案」を作成し、その国会上程を図るべく、努力しています。国会上程を進めるためには民主党の理解と協力も必要ですが、しかし、私たちの法案と同党の上記法案がバッティングするため、同党は私たちの法案に耳を傾けようとはしません。同党の法案が重大な問題点をいくつも含むのは、オープンな場で市民と議論を積み重ねながら法案を作ることをせず、同党とその関係者だけで法案の内容をきめてきたからであり、市民と一緒に法案を作成しようという姿勢が欠如しています。

そのような民主党の体質の問題点を含めて、今回、同党の公共事業改革法案に対して問題提起をすることにしました。

現在、この件で菅直人幹事長と話し合いを持つべく、交渉しています。国会の状況もあり、まだ日程がきまりませんが、近日中に実現する予定です。話し合いの結果は総会で報告したいと考えています。

民主党 幹事長
菅 直 人 様

水源開発問題全国連絡会

代表 矢 山 有 作

事務局の連絡先

〒102-0093 千代田区平河町 1-7-1 W201

TEL 03-5211-5429 FAX 03-5211-5538

民主党の公共事業基本法案および緑のダム法案の問題点について

貴党は5月30日に公共事業改革に向けた四法案を発表しました。これらの法案は公共事業への野放図な投資が国および地方を財政危機に陥れ、更にはダム建設に代表されるように取り返しのつかない自然破壊を引き起こしてきたことに鑑み、その状況を改善するために策定されたものと思います。この提案の趣旨そのものについては私たちも大いに賛成です。

しかし、それらの法案の内容は私たち住民運動が求めているものとは程遠く、むしろ、住民運動にとって有害なものになる可能性が十分にありますので、その問題点を提起することにしました。

公党が法案を作成することは、利害が直接国民に及ぶことですから、法案のテーマに関係している人々と議論を積み重ねながら、オープンな場でつくるべきものです。貴党においては、私たちが提起する問題点を踏まえてオープンな場で法案を再策定すること、そして、その際に私たちと話し合いを持つことを強く要望します。

なお、四法案のうち、公共事業総量削減法案と公共事業一括交付金法案については来年度の予算編成で公共事業費の一割削減が示されており、それを踏まえて法案の意味自体を問い直すことが必要と思いますので、私たちの検討対象から外しました。ここでは、公共事業基本法案と緑のダム法案の主要な問題点を提起します。

I。問題点の概要

1. 公共事業基本法案について

(1) 住民が求めるもの

住民は事業者と徹底した議論を行える場が保証されることを求めている。本法案はその視点が全く欠落している。

(2) 公共事業中期総合計画の国会承認について

公共事業の中長期計画は廃止されるべきであって、国会承認は無意味である。

(3) 個別の公共事業の国会承認について

個別の公共事業に対する国会承認は住民運動にとって有害無益である。

2. 緑のダム法案（ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措置法案）について

(1) ダム事業の再評価の方法について

本法案の再評価の方法ではダム中止ではなく、むしろダム推進の手段になる。

(2) 治水のための森林の整備について

森林の整備と管理はダム事業の中止・縮小地域だけに限定することではない。本法案では「緑のダ

ム」構想がきわめて矮小化されたものになっている。

(3) ダム中止後の生活再建について

本法案は、移転予定地の人々の生活再建をどのように進めていくかの視点が欠如している。

Ⅱ。問題提起の各論

1. 公共事業基本法案について

(1) 住民が求めるもの

〔住民は事業者と徹底した議論を行える場が保証されることを求めている。本法案はその視点が全く欠落している。〕

ダム建設等の無用な公共事業を中止に追い込むためには、各事業の是非について住民が事業者と徹底した議論を行える場を保証し、その議論の結果に基づいて事業中止の可否が判断される制度をつくる必要があります。

ところが、本法案では、住民が主体的に各事業の是非に関わる規定がありません。各事業の再評価における市民の関与に関しては第七条４項で「政府は、再評価を行うに当たっては、再評価の対象となる公共事業に関する資料を公開し、広く国民の意見を聴かなければならない。」と書かれているだけで、公聴会で住民が意見を述べることにとどまっています。公聴会での意見陳述はその概要が、政府が意見を聞く公共事業調査会に提出されるだけで、住民の関わりはそれでおしまいです。

ダム問題を例に上げれば、徳山ダム、苫田ダム、川辺川ダムなど、必要性がなく、自然を破壊し、巨額の公費を浪費するだけのダム建設が各地で進められています。これらの有害無益なダム建設を中止させるため、住民は、現制度で可能なあらゆる対抗手段をとって必死の闘いを繰り広げていますが、事態はきわめて厳しい状況にあります。それらの住民が強く望んでいることは、各ダム事業の是非について、必要性、環境、財政等の面から事業者と徹底した議論ができることです。そうすれば、事業の不当性が明らかになり、ダム建設が中止に向かわざるをえなくなるはずです。

「公聴会で意見を聴くことで住民参加が得られる」と貴党が考えるならば、それは、全国でダム建設などの不当な公共事業に対して闘っている全国の住民の願いを踏みにじるものと言わざるをえません。住民の願いは事業者と徹底した議論を行える場が保証されることです。

(2) 公共事業中期総合計画の国会承認について

〔公共事業の中長期計画は廃止されるべきであって、国会承認は無意味である。〕

本法案では治水事業７カ年計画や新道路整備５カ年計画などの中長期計画を公共事業長期総合計画として一本化し、国会の承認を得ることになっています。しかし、治水事業７カ年計画などの中長期計画そのものは今まで予算獲得の道具として使われてきたものであって、即刻、廃止されるべきものです。そもそも、今後の５～７カ年の間に治水事業や道路事業などにどれほど投資を行うべきかは、各地域の状況に応じて自治体と住民がそれぞれの地域ごとに決めるべきことであって、政府が全国の総投資額を決定する筋合いのものではありません。

そして、中長期計画とは、例えば、治水事業に今後７カ年で２４兆円投資する内容のものですから、その是非を国会で審議すること自体が困難です。治水事業への投資額が２４兆円がよいのか、２０兆円がよいのかといっても、もともと政府が各地域の状況と無関係に一方的にきめることではないのですから、その是非を国会は判断することができず、結局は政府案を承認することになるでしょう。そして、国会承認が得られれば、国会のお墨付きも得られたとして、今まで以上に予算獲得の道具として使われることとなります。

このように、中長期計画は廃止されるべきものであって、その国会承認を求めることは全く意味がなく、むしろマイナスの役割を果たします。

(3) 個別の公共事業の国会承認について

〔個別の公共事業に対する国会承認は住民運動にとって有害無益である。〕

本法案では事業費が100億円以上で、一定の条件に該当する公共事業は、国会の承認を得ることになっています。現在、国会では個別の公共事業については質問の対象にすることができても、審議の対象にして存続の可否をきめるという制度はなく、個別事業を含む予算全体をパッケージとして承認するか否かということしかできません。この現状を変えようという意図は分かりますが、(1)でも述べたように、国会承認のみが前面に出て、住民の関与がないがしろにされています。

本案の致命的なところは、日本は議員内閣制であることを無視していることです。議院内閣制では政府の与党が国会の多数派ですから、政府が提案する個別の事業に対して国会は九分どおり承認を与えることになるでしょう。

国会が承認を与えた事業に対して、住民はどのような闘いの道が残されているのでしょうか。裁判に訴えるといっても、行政府と立法府が承認した事業に対して司法がノーという判決を下すことはきわめてむずかしくなります。現状でも住民運動の裁判はきわめて厳しい闘いを強いられているのに、国会承認があっては裁判で勝てる道そのものが閉ざされてしまいかねません。

個別の公共事業に対する国会承認は、問題事業の中止を求めて闘っている住民運動の足元を根底からゆるがすものであり、有害無益です。

個別の事業について国会が審議する必要があるというならば、国会では問題事業のみを取り上げて審議し、その結果によって中止等の措置を政府に勧告できる制度を考えればよいのです。個々の事業それぞれに国会承認を求めることは上記のとおり、住民運動にとってマイナスの役割を果たすといわざるをえません。

なお、日本弁護士連合会では、個別事業への国会関与は三権分立の関係で問題があるという意見も出ています。

以上のとおり、貴党の公共事業基本法案は、問題事業の中止を求めて闘っている住民運動の願いを無視しているばかりか、公共事業の中長期計画と個別の公共事業に対して有害無益な国会承認を求めるもので、全く意味のない法案です。

アメリカのような大統領制で、行政と議会が対立関係にある場合ならば、国会によるコントロールというのはそれなりの意味があるかもしれませんが、日本のような議院内閣制では、行政イコール国会の多数派であって、行政の方針はほとんどそのまま国会に承認されるため、コントロールということにはなりません。貴党は、議院内閣制において国会がどのような役割を果たすべきか、もっと根本的なところをよく考えるべきです。

2. 緑のダム法案（ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措置法案）について

(1) ダム事業の再評価の方法について

〔本法案の再評価の方法ではダム中止ではなく、むしろダム推進の手段になる。〕

本法案ではダム事業を平成14年3月末まで停止し、その間に各事業の再評価を行うことになってい

ます。ダム事業を一時停止することは住民も望むところですが、問題は再評価の方法です。本法案のような再評価のやり方では実質的にこれまでに行われてきた方法と変わらず、ほとんどのダム事業は推進という結果となり、結局は平成14年度から事業再開されることになるでしょう。

本法案で示されている再評価の手順は、直轄ダムおよび公団ダムについては国土交通大臣が①関係行政機関と関係地方公共団体の意見、②資料を公開して広く住民の意見、③公共事業調査会の意見を聴いた上で、継続または中止を判断し、継続の場合は④国会の承認を受けるというものです。しかし、これでは不必要なダムを中止に追い込むことはほとんど期待できません。

もともとダム事業の計画は関係行政機関と関係地方公共団体の意見を聴いて策定されたものですから、①で異論が出るはずがありません。③はいわゆる審議会であり、現在の公共事業再評価制度における公共事業評価監視委員会が事務局案を九分九厘認めていることから見ても、中止という意見を出すことはまずありえません。④も承認の前に審議することができても、政権与党が承認に賛成するでしょう。後は②の住民の関与ですが、これは公聴会での意見陳述ですから、1.(1)で述べたように、住民は事業の是非をきめるプロセスには関わることができないようになっています。

本法案では、ダム事業を一時停止して再評価を行っても、旧態依然の再評価の方法しか考えられていないため、ほとんどのダム事業は継続が妥当と判断されて、一時停止が解除されることになるでしょう。そして、その後はむしろ国会の承認も得られたということで、大手を振って事業が推進されるでしょう。1.(3)で述べたように、個々のダム事業を国会が承認すること自体が有害無益なのです。この点で、本法案はダムの中止ではなく、その推進を図る手段になると言っても過言ではありません。

無用なダム建設を中止させるためには、1.(1)で述べたように、各ダムの是非について住民が事業者と徹底した議論を行える場を保証し、その議論の結果に基づいて事業中止の可否が判断される制度をつくる必要があります。住民が事業者と徹底した議論を行えるようにするという視点のない本法案は、ダム建設と闘っている住民運動の支援にはならず、むしろ逆に住民運動にとって大きな障害になるものです。

(2) 治水のための森林の整備について

〔森林の整備と管理はダム事業の中止・縮小地域だけに限定することではない。本法案では「緑のダム」構想がきわめて矮小化されたものになっている。〕

本法案では、ダム事業が中止または規模縮小されたときは、治水森林整備推進基本方針を定め、ダムに代わる治水のための森林の整備を推進することになっています。しかし、この内容には基本的な疑問があります。

第一に、治水のための森林整備はどの地域でも進めるべきことです。豊かな森林が洪水流量を軽減する治水機能を有していることは周知の事実であり、ダムを中止するか否かにかかわらず、森林の整備を進めていく必要があります。本法案のように森林の整備をダム事業が中止または縮小された時だけに限定する必要がどこにあるのでしょうか。

第二に、ダムの治水効果といっても、机上の計算で一定の数字が出されているにすぎず、多くの河川では計画どおりに河道改修さえきちんと行えば、計画規模の洪水に対応できます。それは治水計画の内容について科学的な議論がなされれば、明らかになることなのです。ダムの治水効果の代替手段として森林整備を図るという本法案の考え方そのものが誤っています。

このように、「緑のダム」というキャッチフレーズはよいとしても、ダムが中止・縮小になった時だけ、ダムに代わる治水のための森林を整備するという本法案の発想は、現実と遊離したもので、有益なものではありません。

森林の保水機能を高めるためには、東京都水道局が多摩川上流の水源林で行ってきているように、公費で針葉樹林を針広混交林に変えて間伐などの森林管理に努めることが必要です。「緑のダム」というならば、森林のもつ保水機能や環境保全機能を重視して、ダムの中止・縮小地域に限らず、公費を投入して全国の各地域で望ましい森林を整備して管理していくことを国や都道府県などに求めるべきなのです。それが同時に各地域において森の守り手を維持し、一定の雇用を生み出す効果をもたらすのです。森林整備をダムの中止・縮小地域に限定する本法案では、「緑のダム」構想がきわめて矮小化されたものになっています。

(3) ダム中止後の生活再建について

〔移転予定地の人々の生活再建をどのように進めていくかの視点が欠如している。〕

本法案では、ダムが中止または規模縮小された場合、市町村と都道府県がそれぞれ当該地域の振興を図るための活性化計画を作成することになっています。ダム予定地であったところの地域振興を図ることは当然必要なことですが、しかし、本法案の内容では移転予定地の人々は到底納得することができないでしょう。

地域振興もさることながら、最も重要なことは、移転予定地の人々の生活再建をどのように進めていくかです。移転予定地の人々は何十年という間、ダム絡みの生活を強いられてきました。当初はダム反対の姿勢であっても、長い年月の経過で疲れ果て、ダム建設にやむをえず同意したところも少なくありません。それらの人々は代替地等への移転を前提として、将来の生活設計を行っています。そこに突然のダム中止決定という話になるのですから、人々が心底からの怒りを持つのは当然のことなのです。

したがって、ダム中止後の生活再建計画は次のように作成されることが必要です。

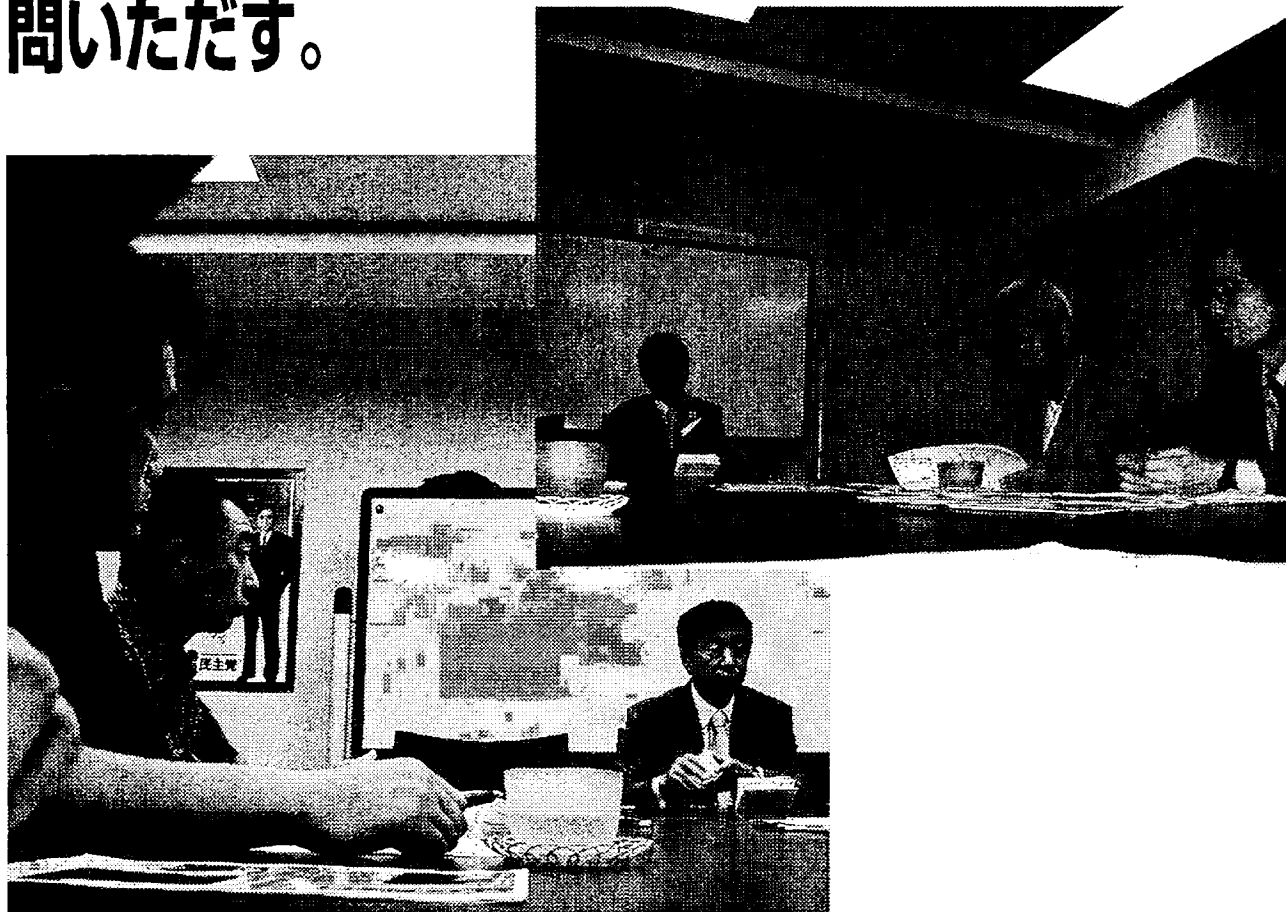
- ① 移転予定地の住民の意向を十分に反映し、その同意を得るプロセスが計画策定に組み込まれること
- ② 生活再建と地域社会の再構築が可能となるよう、種々の助成金の支出や利子補給など、具体的で且つきめ細かな経済的支援措置がとれるように各措置の内容を明記すること
- ③ 都道府県、ダム事業者およびダム受益予定者が生活再建と地域社会の再構築を実現する責務を負うこと

ところが、本法案では、①については「公聴会の開催等関係住民の意見を反映するためのに必要な措置を講じなければならない。」と規定するだけで、住民の同意を得るためのプロセスが軽視されています。そして、②については市町村計画に「ダム建設予定地であった地域の住民の生活の支援に関する事項」があるだけで、支援措置の内容が何も書かれていません。更に、③については生活の支援に関わる事項は市町村の負担と都道府県の補助で実施することになっており、不可解なことにダム事業者等の責任は問われていません。

本法案の内容では本当の意味での生活再建は進めることはできません。形だけの計画がつくられるだけではないでしょうか。ダム中止後の生活再建支援についての法案をつくるならば、現地の実情を調べ、住民等、関係者の意見をできるだけ多く聴くことが必要です。

本法案は、他の部分もそうですが、机上でものを考えることしかしていないように思われます。法案というものは、党内とその周辺の人たちが密室内で作成すべきものではありません。法案のテーマに関係している人たちと議論を積み重ねながら、オープンな場でつくるべきものです。貴党の法案に上述のとおり、重大な問題点がいくつかありますが、それらは、オープンな場での議論が欠如していたことによるものです。貴党が開かれた党であることを自認するならば、法案の作成の過程もオープンにすることを強く要望します。

民主党、菅政調会長に 土地収用法改正案成立を 問います。



7月3日

永田町の民主党党本部で党政調会長菅直人氏と会談を持ちました。主な内容としては、土地収用法改正案がどうして成立してしまったのか、その対応に野党第一党の民主党として問題はなかったのかという提起です。

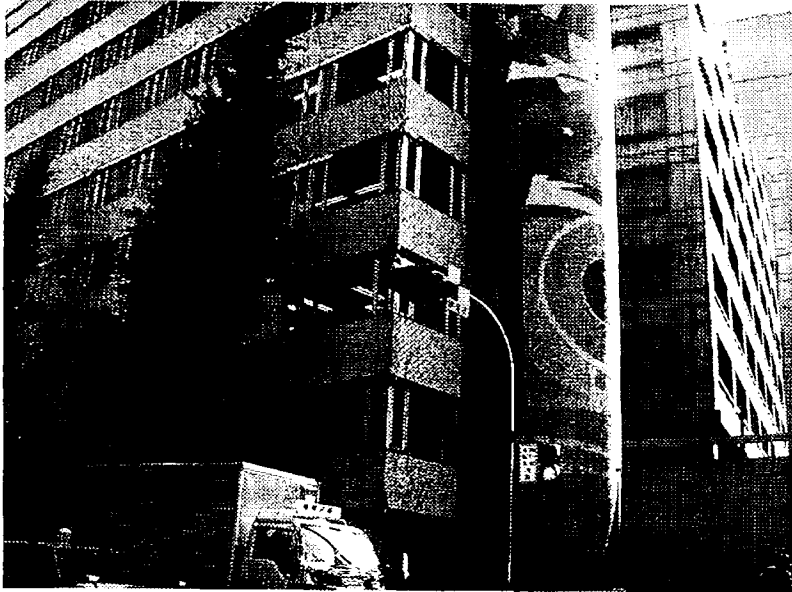
当日は和歌山から岩畑正行氏、群馬から飯塚忠志氏が参加、水源連からは、嶋津、遠藤、西川、関、渡辺、これをコーディネートしてくれた佐藤謙一郎議員の秘書宮坂氏というメンバーでした。

▼▼法案に対して議論が深まった？

4時30分に始まった会談は、まず水源連から土地収用法に関する意見を述べた。(前回の水源連だより参照)そのあと、民主党としてではなく菅政調会長個人の意見とその経過説明して説明があった。

土地収用法改正案は、当然、今国会では成立せず流れてしまう法案だと思っていた。民主党の中では部門会議と呼ばれる会議を経てネクストキャビネット(NC)に上がってきて、そこで、最終審議となる。その部門会議で、国会も後半にさしかかった頃、協議に乗る、つまり「廃案にはならない」という決定が上がってきた。この法案自体がかなり大きな問題なので、おそらく時間切れ廃案の道をたどるのではと考えていたので自分でも驚いたと。その段階で、NCのメンバーである、佐藤謙一郎議員、金田誠一議員から、数回反対意見が出され、何度か部門会議に戻され、最終的には、菅、嶋山、岡田の幹部の手に委ねられたというのが経過だ。そこでも基本的に部門会議の意見を尊重した形が、最終的に協議に乗ることになった。

次に党政調会長としての立場として、法案が国会内で審議



される現実を説明。

通常、かなりの量の法案が提出され、それにつれて、行政からも担当が来て各党にレクチャーし、基本的に与党は原案通りに法案を通して来る。政府案はたいてい通ってしまう現実から、野党としては、修正を飲ませるために協議に乗るということも必要だ。これは野党として、法案にかかわるためのもので、必要なプロセスと考えている。今回はその間に、京都議定書批准の問題で川口環境大臣の立場が悪化して、(国会が混乱し)法案が流れてしまうということも想定していた。いずれにしても、今回の法案に絡んで、NC社会資本整備担当大臣である前原誠司議員が、すんなり法案を通す方に回ったのは個人的にも以外だった。それでも民主党としてはこの法案に関して議論が深まったのではないかと考えている。

▼▼民主党も族議員なのか？

その後、出席者から、「民主党部門会議も所詮族議員ではないか」との質問があり、それに菅政調会長が答えた。NC創設時にNCの幹部と各パートをそれぞれの族関係から放すという構造にした。だから、各NCの構成は今でも気鋭のメンバーで組み立てられ機能していると思う。しかし、世間から批判を浴びているとおり、必ずしも一枚岩ではない民主党として、族がらみといわれれば絶対違うとは言えない。(このあたりでは菅政調会長もかなり苦しい) 水源連嶋津からの質問で、「民主党として、土地収用法の前後を取り囲む法律も含めて、もっと議論を煮詰める必要があったのではないかと」と質問。

与党は決めるべき法案を数の理論で、どんどん決める方向に行く。彼らは野党との妥協は考えていない。小泉さんになってから、多少趣は変わってきたが、今でもその方針は変わらない。その中で修正案という形で、民主党は存在価値を発揮したと思う。

▼▼党としてお粗末な修正案

水源連ではかなりお粗末な修正案という認識で、「修正案が本当にこれでいいのか、民主党は考える必要があるのでは」という、厳しい質問をおつけた。

確かに修正案としては弱いし、指摘はもっともだ。しかしこの法案に対しては東京都がかなり積極的に動いていた。日の出産廃処分場の問題で、かなりまいったのだろう。そんな理由で、予想以上に事が進んでしまっていた。(改正案は)大きな山なので、動かないと思っていたのが個人的に誤算ではあった。

これに対して、出席者側から、意見が相次いだ。

日の出問題は住民との合意が取れていない

ことが原因で、土地収用法を改正するというのは本末転倒だ。どんどん進む公共事業に対し、市民側が唯一持つ武器を、この法案はつぶしてしまう。しかもとんでもなく行政側に有利な経過措置つきだ。

さらに「市民運動側として頼りにしている民主党が、こんな市民運動をつぶす法案を通すのでは、みんな離れていってしまう」という微妙に持ち上げた質問でも、諫早や、愛知万博の例を出して、「民主党は各地の運動者達の助けになって来たし、今後もその方向は変わらない」と苦しいに述べた。

その後菅政調会長は持論も交えて、以下のような話をした。東京都がかなり積極的に動いていたのは、日の出の問題も含めて首都圏の土地利用に関してに頭を悩ませているからだ。道路建設はもちろん、駅前の開発一つとっても東京周辺と地方では全く事情が違う。都市と地方とを分けたそれぞれのルールが必要なのかもしれない。土地は地球的にみると公共のもので、それをふまえてやるべき公共事業、そうではない事業を振り分ける必要がある。そのためにも民主党は公共事業コントロール法、緑のダム法案などを打ち出している。

と菅政調会長は説明したが、だからこそしっかりと公益性を見極めるシステムが必要なのではないか。そのための土地収用法なのではないかと思われるが、結局は国土交通省が申請して、国土交通大臣が認可するお手盛りの事業認定システムは何ら変わっていない。民主党の法案に関しても、国会審議が基本になるという基本的な欠陥があると指摘。その後菅政調会長宛に民主党の法案に対する市民からの意見書を提出するという約束で解散した。それが別ページに掲載されているものである。

以上渡辺のメモから、書き起こした関係で実際の発言とは多少違う部分もあることをご了承ください。

「よみがえろ！黒部川、富山湾」

11月24日全国集会」へのお誘い

黒部川ウォッチング・富山ネットワーク代表 金谷敏行

◆黒部川と富山湾の現状を見に来て下さい。

「天下の名流」「日本一の清流」と呼ばれ全国の人々を魅了してきた黒部川は相次ぐダム開発によって川の荒廃が進んできました。また、黒部川が流れ込む富山湾は天然の生けすと呼ばれる全国屈指の好漁場でしたが、沿岸では漁獲高が激減し海の砂漠化が始まっています。その原因は、91年から始まった黒部川上流でのダム排砂です。国土交通省や関西電力がダムの堆砂対策として黒部川で進めてきたことは、排砂ゲートを利用してダム湖底に溜まった土砂を下流の海へ排出することでした。

地元住民の反対の声を押しきって今年、国土交通省直轄の宇奈月ダムが完成しました。関西電力直轄の出し平ダムは91年から排砂を行い、宇奈月ダムとの連携排砂と併せて合計10回の排砂が行われました。国土交通省は、ダムの最大の問題点である堆砂問題の切り札として、排砂ゲートを設置するダムを全国に広げようとしています。

日本の自然を守る最前線に立ち、無駄な公共事業の象徴としてダム問題に取り組んでこられた全国の皆さん。全国で先駆けて行われた排砂実験の結果、富山の川と海が今どうなっているか、ぜひ現地を訪れ皆さんの目で見て下さい。排砂被害に苦しむ漁師さんたちの声に耳を傾けて下さい。現地見学会では黒部川河口から出し平ダムまでの見学を予定しています。また、黒部川沿岸で漁船を出してダムからの流されたヘドロ採取も行います。

◆排砂ゲートの開放に向けて全国の人々の支援を求めています

私たちは、出し平・宇奈月ダムの連携排砂の中止と宇奈月ダムの排砂ゲートを常時開放する取り組みを進めています。ダムに水を貯めることによって土砂が変質し、海に流されてヘドロ化し、海底に沈殿し多大な漁業被害をもたらします。宇奈月ダムでは水道利用のメドは全く立っておらず、発電方法を流れ込み式に変更することも可能であり、現状ではダムに水を貯める必要がありません。排砂ゲートを開放することで、治水効果は大幅にアップします。

水源連の加盟団体を始め、全国の方々のご支援によって昨年は5700人の排砂反対の署名が寄せられました。今年は連携排砂の見直しを求めて13団体・164個人から共同声明への賛同が寄せられました。おかげさまで黒部川の排砂問題は全国に知られるようになりました。また、「公共事業チェックを求める国会議員の会」のメンバーや民主党鳩山代表も現地視察に訪れ国政の場でも問題解決に向けた取り組みが進められています。今年6月、黒部川沿岸で底魚を漁獲する「入善・朝日刺し網部会」の漁民17名は富山県公害審査会に排砂の差し止めと漁業補償を求める調停を申し立てました。

このような中で、全国の人々に集まっていただき地元で全国集会を開催できることは私たちにとって大きな喜びです。ダム排砂を止めさせるため生活を賭けて行動して来た漁民の人々にとってはなによりの励みとなります。

皆さん！ぜひ、富山にお越し下さい。11月24～25日にお会いできることを楽しみにしています。

黒部川ダム問題この一年の取り組み

黒部川ウォッチング・富山ネットワーク 金谷

◆富山県の水源地の問題点を厚生労働省に指摘

12月17日、「長良川DAY2000」東京集会で「入善・朝日刺し網部会」代表の佐藤さんがアピール。その翌日、富山県の水源地の問題について全水労足立委員長、水源連事務局嶋津氏などと共に、厚生労働省と話し合いを持つ。富山県ではダムが建設されて17年にもなるのに水道利用のメドが立っていない県営熊野川ダムがあるが、このようなずさんな現状をどう考えるか質した。宇奈月ダムも水道事業の予定が立たずにダムは作っても水道施設建設は先送りしており、熊野川ダムの問題は今後の宇奈月ダムの問題である。この時、個人的な見解と断りながら水道整備課の担当者は事業を中止しても国から補助金の返済を求めないこともあると回答した。

◆熊野川ダム問題が3月富山市議会最大の問題に

年が明けて2月6日に、富山市議会は熊野川ダムの受水事業を始めると突然発表。ジャーナリストの保屋野氏（「水道がつぶれかかっている」著者）を招いて、超党派の議員を呼びかけ学習会を開催した。このことをきっかけに、市民グループ「富山の水源地を考える市民有志」が生まれ、市に説明会を開催させ、市議会に見直しの請願を行った。また国会議員の中村敦夫氏の協力での件に関して国土交通省へ質問主意書と資料請求を行った。3月議会で受水事業は採択されたが、県民に水源地の問題点をアピールし今後の宇奈月ダムの水道事業の問題追及に大きな力になると考える。

◆熊本先生を呼んで漁業法について学習会

2月6日、黒部川ウォッチングの4周年総会と併せて、明治学院大学の熊本一規教授に来て頂き「川や海を守るには」というテーマで入会権・漁業権・水利権などの漁業法についての学習会を開催。前日には、弁護士を交え漁民の人々を対象に地元で学習会と交流会を行った。

黒部川でダム排砂に反対している「入

善・朝日刺し網部会」の漁民は、上部団体である富山県漁連に対しても闘っている。

（県漁連はダム排砂の当事者である関西電力からわかっているだけで40億円以上の補償金を受け取っているが、被害漁民には全体の1割も配分されていない。被害漁民は交渉内容や示談金などの情報開示とこのような交渉を進めてきた県漁連・漁協の民主化を求めている）熊本先生の話から上部団体が補償金を受け取っても、漁民一人一人には漁業権があり権利の行使ができることを学ぶ。このことが、後の公害審査会調停の申請につながった。

◆民主党鳩山代表の現地視察

5月28日、民主党代表鳩山氏、国会議員の前原氏が富山に訪れ乗船して黒部沿岸のヘドロ採取に立ち会った後、宇奈月ダムの視察を行った。一行には、「公共事業チェックを求めるNGOの会」代表の天野礼子氏と水産大教授水口氏も同行。宇奈月ダムで国土交通省・関電の担当者の説明があった後、「黒部川ウォッチング」の金谷が宇奈月ダムの排砂ゲートを常時開放することを提案する。鳩山代表は、金沢大学の田崎教授を中心とする研究室の研究結果などから黒部川沿岸の海底にたまっているヘドロがダム排砂と関係していることを指摘し、ダム排砂の環境調査のために国や関電が設置している黒部川ダム排砂評価委員会に被害漁民や田崎教授などが参加できるように働きかけることを約束した。

◆宇奈月・出し平ダムで連携排砂が強行される

昨年は実施できなかった排砂が、6月19日に全国初の出し平・宇奈月ダムの連携排砂という形で行われた。また、6月30日には洪水で新たにたまった土砂を通過させるための「通砂」を実施。「入善・朝日刺し網部会」の漁民は、地元の住民団体「黒部川・富山湾を考える会」と共に、環境調査をこの間独自に行った。サンプルは金沢大田崎研究室で解析され、データとして蓄積されている。「黒部川ウォッチング」では抗議のための呼びかけを行った。

宇奈月ダムの湖底が現れる31日夕方に現地視察をしたが、出し平ダムからのヘドロが50センチも堆積しているところもあった。

◆富山県公害審査会に被害漁民が申し立て

6月11日に「入善・朝日刺し網部会」と「入善町わかめ組合」の漁民17名が、国土交通省と関電に対し連携排砂の中止と過去の排砂の被害補償を求め、富山県公害審査会に調停の申請を行った。関電は漁協を通して排砂は同意が取れており補償は解決済みであり原告適格はないと主張したが審査会の判断で審議に入ることになった。8月10日に第一回の審査が行われた。

「刺し網部会」では捕獲したヒラメを生けすに入れ、ヘドロを入れたものとそうでないものとを比較した実験を新たな証拠として提出した。ヘドロを入れた魚は短期間のうちにエラに泥が詰まって死亡した。国土交通省は20人の職員を動員し、排砂は定められた手続きに沿って行っており、実施した環境調査でも問題のあるデータは出ていないと主張した。

◆連携排砂の中止などを求めて共同声明を提出。

7月16日、「黒部川ウォッチング」が事務局となり国土交通省と関電に対して、連携排砂の中止と排砂ゲート運用の見直し、黒部川の協議機関に被害漁民及び被害漁民が推薦する専門家の参加、公害審査会で真摯に対応することなどを求める共同声明を提出した。声明は一ヶ月の間に13団体・164個人から寄せられた。「水源連」

「公共事業チェックを求めるNGOの会」などの団体、「脱原発へ！関電株主行動の会」代表など全国から賛同が寄せられ、県内では6人の県議会議員やNGO・自然保護団体のリーダーの方々から幅広く賛同があった。7月7日～8日の参加した長良川全国集会ではブース出展し、会場で共同声明への協力をアピールした。

「黒部川ウォッチング」では、新たに広がった支援者に日常的に情報を発信するためにメーリングリストを作成した。現在2号の通信が発行されている。メーリングリストは日常的に黒部川の開発や排砂問題を伝える他、公害審査会の進捗状況、排砂前後の緊急時の連絡などに活用する予定である。

◆黒部川源流部でのウォッチング

昨年に続いて、「黒部川ウォッチング」有志で夏休み黒部川源流部をテント釣行した。今年は大人2名・子供4人のパーティで黒部川東沢、赤木沢、本流最源流を訪れた。黒部ダムでは堆砂によってダム上流で河原砂漠が数百メートルにわたって広がっていた。また、源流部では尾根筋からの崩壊箇所がいくつも見られた。黒部川の2つのダムで排砂ゲートが設置されているが、日本一土砂の崩壊の激しい黒部川では水系全体としてそんなものでは土砂対策は追いつかないこと。とりわけ、巨大な黒部ダムで日々堆砂が進んでいることにあらためて衝撃を受けた。

◆黒部川協議機関への取り組み

国土交通省などが進める排砂の協議機関として、専門家が排砂の環境調査を評価する「黒部川ダム排砂評価委員会」と決定機関である「黒部川土砂管理協議会」がある。「刺し網部会」の漁民を中心に毎回の会議でオブザーバーとして傍聴を続けている。4月9日には今年度の排砂基準見直し発表を受け国土交通省と話し合いを行い、5月11日に両協議機関へ申し入れ書を提出した。現在、「排砂評価委員会」で参考人として、まず田崎研究室の研究結果を委員会の場で発表できるように働きかけている。

漁業者ら怒りの声

宇奈月ダム
出し平ダム

国内初の「連携排砂」へ

被害の拡大を懸念

「話し合いたかったのに」



雨によって黒部川の出し平ダムへの流入量が増えたことから、関西電力は19日午後3時半すぎ、ダム湖底にたまった土砂を排出するために、排砂ゲートを開いた。下流の宇奈月ダム（国土交通省）も流入量が落ち着くのを待って排砂ゲートを開ける予定で、国内初の「連携排砂」になる。目標排出量は58万ト。一方、黒部川河口の漁業者たちは、これまでの排砂で被害を受けたとして、宇奈月ダム近くに集まり反対を訴えた。

排砂は、ダム底にたまった土砂を水と一緒に排出し、ダムの機能低下を防ぐのが目的。昨年も出し平ダムの20万トを排出するため、両ダムの連携排砂を予定していたが、少雨によって「毎秒300立方メートルの流入量」という基準に達せず、実施が見送られた。今年は、新たに「一定流入量がある中で毎秒250立方メートルに達し、かつ川に濁りがある連携排砂に向けて、出し平ダムの排砂ゲートが開かれた19日午後5時ごろ、宇奈月町の出し平ダムで

201.6.20 朝日

湖底に土砂がたまるとの見越して建設するが、黒部川は急しゅんな地形で土砂がたまりやすいため、「延命策」としてゲートが設けられた。ゲートを持つダムは全国で宇奈月ダムと2つしかない。これまでの出し平ダムからの排砂は計8回あった。91年は湖底で変質した土砂がヘドロとなって富山湾に流れ込んだ。このため、黒部川河口の朝日、入善町の漁業者らは「漁獲量減少などの被害が起きている」とし、連携排砂となれば被害が拡大すると今月11日、排砂の差し止めや、環境への影響調査を求め県公害審査会に調停を申請している。

「暴挙だ」「まだ話し合いのテーブルについてないのに」。連携排砂に反対する漁業者たちは怒りの声を上げた。今月上旬に県公害審査会に調停を申請し、「国土交通省と関西電力の良識ある行動を求めたい」と延期を期待していた中での排砂だった。

出し平ダムの1回目の排砂では、ダム底のヘドロが大量に富山湾に流出したが、その後、「流量が多いときに自然流下させる」と方法が改められ、関西電力側は「環境への影響は少ない」としている。

しかし、黒部川河口付近の漁業者たちは「ヒラメなどの漁獲量が激減した」と、漁業被害が続いていると主張し、連携排砂による被害の拡大を懸念する。

この日、出し平ダムの排砂ゲート開放を知った入善・朝日刺し網部会代表の佐藤宗雄さん(52)は漁業者約16人は宇奈月ダムに集結。「排砂反対」の鉢巻をしめ、中止を訴えた。

佐藤さんは「県公害審査会のテーブルにも着かないうちに実施するなんて...被害を受けた漁民を代表して本当に悔しい」と話した。

佐藤さんらは排砂の影響を調べるため、金沢大学の田崎和江教授(地球環境)と協力して、黒部川の水を採取することにしている。

黒部の連携排砂中止を 市民団体 「コアジサシ営巣地に被害」

関電文社
などに要請

黒部川の出し平・宇奈月ダムの排砂問題で、黒部川ウォッチング富山ネットワーク(金合敏行代表)など13団体、158人が16日、連携排砂中止などを要請する共同声明を発表し、ダムを管理する

る関西電力の北陸支社と国土交通省の黒部工務所に提出した。

声明では同社と同省に対し、両ダムの連携排砂中止と排砂ゲート運用を付けた県公害審査会への関係文書提出などで、迅速に協力すること—な

とを求めている。金合代表や漁民側の入善・朝日刺し網部会の佐藤宗雄代表らが6月から共同声明の賛同者を募集し、市民グループや大学教員、地方議員、国会議員ら県内106人、県外43人の個人と、13団体の賛同を集めた。同ネットワークは「連携排砂でコアジサシの営巣地が被害を受けている」など問題点を訴えている。

01年(平成13年)8月9日(木曜日)

連排砂の影響小

黒部川ダム 環境調査の結果報告

第十回黒部川ダム排砂評価委員会は八日、富山市内のホテルで開かれた。宇奈月町の関西電力宇奈月ダムで六月に行われた国内初の連排砂について実施者同委員

事務局側は、連排砂により、出平ダムからほぼ目録値通りの約五十万立方メートルの土砂が排出され、宇奈月ダムには約四十九万立方メートル積りしと報告。ダムと河

たど報告された。

事務局側は、連排砂により、出平ダムからほぼ目録値通りの約五十万立方メートルの土砂が排出され、宇奈月ダムには約四十九万立方メートル積りしと報告。ダムと河



公害紛争調停申請後の会見で、朝日町沖の海底写真を見ながら、公害紛争調停を申請する佐藤代表(中央)ら

関電、国の決断力に

この日、公害紛争処理法調停したのは、両町の刺し網漁業者十八人と入善町の

入善、朝日両町の漁業者が、黒部川の関西電力出平ダム(宇奈月町)で行われた「排砂」によって海が浅れ、漁獲量が激減したと訴えていた問題は十二日、漁業者が関電と国を相手に公害紛争調停を申請し、県の公害審査会が解決を

出し平ダム排砂

県公害審査会に調停申請

入善・朝日の刺し網漁業者ら17人

被害出ぬ方法、損害補償を求め

思いた」と話した。また、代理人の青島明生弁護士は、裁判ではなく公害紛争調停を選んだことについて「公害審査会に調停権限を持ち、紛争解決に最も適している」と

説明、連排砂については「環境への影響を関電、国が厳重に受け止めれば、しばらく自棄するの当然だろう。自棄あきらめ行動に期待したい」と述べた。これに対し、関電北陸支社は「九二年の初回排砂では漁業や環境に被害を与えたが、それ以後、被害が出たというデータはない。調停については、申請内容を把握していないので、今の段階ではコメントできない」とした。また、国土交通省黒部川事務所も「現段階ではコメントのしようがない。今年の排砂は、これまでに必要な手

2001年 6/12 改え

川、下流の黒部川河口付近の水質・底質調査結果では、出平ダム直下で自然流下が始まる直前に一時的に影響が出たが、それ以後は数値は安定し、過半の排砂時よりも数値の変動幅が少なかった。委員からは「排出された土砂の行方や海城生物への影響を把握すること」が大切などと、九月と十一月に実施される水生生物調査の詳しいデータについては、複数の委員が「溶存酸素の分析を、採水してから二、三日後に行うなど調査方法に問題があり、信頼できない」と批判した。

湯之谷揚水発電所計画が中止に！

イヌワシネットワーク（新潟） 高見 優

「湯之谷揚水発電中止へ」という大見出しが、8月29日の地方紙「新潟日報」の一面トップにおどった。「電源開発 電力需要低迷響く…」と続く。ヤッター！

ダム計画とイヌワシ

90年代はじめ、電源開発（株）は新潟・福島県境の山中で二つの発電所建設に乗り出した。一つは福島県側にある既設の奥只見・大鳥両ダムの堤体に新たな取水口（5～7メートル）を開け発電所を増設する計画（29万キロワット・着工済み）、もう一つは新潟県側「越後三山只見国定公園第二種特別地域」内に落差400メートルの二つのダムとそれらをつなぐ地下水路をつくり水を上下させて発電する湯之谷揚水発電所計画（180万キロワット・事業費4000億円）だ。一足早く手続きが進んでいた前者の調査工事（実態は本工事）で電発が、ダイナマイトを違法に使用（12トン）したり道路拡幅・仮橋架設などを行ったりした結果、イヌワシ奥只見ペアが繁殖に失敗した（95～99年連続失敗）。

95年11月、新潟県は急速「イヌワシ等希少鳥類検討委員会」（イヌワシ委員会）を設置したが、これは奥只見・大鳥発電所増設計画における福島県の対応を教訓としてこれから重要な手続きが始まる湯之谷揚水発電所計画を主として対処するためのものであった。

周知のとおり、イヌワシは種の保存法（93年）で絶滅危惧種に指定された希少猛禽類（天然記念物でもある）で、今世紀はじめから現在までに約10分の1の数百羽にまで激減したと言われている。近年とくに繁殖率が低下している中で、新潟・福島両県とその周辺は比較的繁殖率が高く、希少猛禽類にとって最後の重要な密集生息地域である。イヌワシ・クマタカなどの猛禽類は自然生態系の頂点に位置しているの、彼らの生存・繁栄の程度はその地域の自然環境の保存状態を示すメルクマールとなり、この地域は「緑の回廊」としてもそれだけ重要な聖域なのだ。そのような地域にこれらの大型開発計画があり、そのほかに最近地元自治体等でにわかに反対運動が高まっている清津川ダム計画（国土交通省直轄の治水・利水ダム。事業費2500億円）などが集中しているのである。もうこんな山奥にまで開発するのはやめようではないか。

電発・行政と住民・自然保護団体のたたかい

新潟県は、イヌワシ保護のための独自調査と環境アセス中の調査工事中止などのNGOの要求（第二のトキにするな！）に対して、「イヌワシ委員会」にゲタをあずけ、行政としてやるべきことをサボり続けた。

電源開発（株）は、国の法律（電源開発促進法・1952年）によって設立された特殊法人で、株主は政府（67%）と9電力会社（33%）、歴代社長は通産省事務次官OB、従業員が約4000人という巨大国策会社である。したがって新潟・福島両県にとっては、ほとんど国と変わらない存在であって行政指導の対象とすることなど恐れ多い相手であり、つい腰が引けてしまうのだ。しかも60年代に起きた電発の九頭竜川ダムにからむ疑獄事件（自民党・政府高官・電発・鹿島建設が結託して、池田総裁誕生のための選挙資金の借金穴埋め工作が疑われた）などから分かるように、今日もなお一部の政治家・企業と癒着し政財官界にその力を誇示していると見られている。しかし電発の経営は行き詰まり、行革の一環として03年に民営化されることに決まった。

一方、揚水発電所計画の地元湯之谷村は、61年に完成した奥只見ダムに関する電源立地交付金等による豊かな財政で潤ってきた（当時の札東攻勢は、只見川＝只飲み川と称されるほどすさまじかったという）。それに味をしめ、地元自治体・建設業界とそのヒモである政治家たちが、あらゆる手段をつかって新たなダム建設計画の推進に東奔西走した（している）ことは言うまでもない（湯之谷村村議会は全会一致で推進決議採択）。

この巨大な怪物＝電源開発（株）を相手に、地権者の一部は用地交渉を拒否し続け、私たちも可能な手段をすべて費やし全力で反対運動を続けた。すなわち、ダム建設現地視察と探鳥会、シンポジウムや県民集会、県内自然保護団体と連携して電発・国・県・国会・県議会・審議会等への要望、情報公開請求で得た資料の公開、マスコミほか雑誌等への投稿、世界へ支援要請（米オーデュボン協会等から県に要請メールが届く）、湯之谷村長選（97年夏）にダム反対候補擁立（26%も得票する善戦・落選）など、そしてイヌワシ委員会についての住民監査・住民訴訟である。それらの活動によって、湯之谷揚水発電所計画を予定より2年ほど遅らせたが、知事同意により97年7月の電調審で承認された（03年着工、11年運転開始予定）。

行政訴訟＝イヌワシ委員会の設置は違法か？

地方自治法138条の4第3項は「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として…審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と規定している。ところがイヌワシ委員会には設置根拠となる法律も条例もないから、同委員会は脱法して設置されたことになりその運営に公金を支出したことは違法であるから知事は県に損害賠償せよ、というのが私（たち）が起こした住民監査請求・住民訴訟だ。しかし、残念ながらいずれも棄却された（01/7敗訴）。

判決は、イヌワシ委員会は意見交換の場で統一見解（答申）が出されるものでないから、合議制機関としての附属機関の実質を有しないという被告の主張を採用した。しかし、従来からも「行政の隠れ蓑」「御用学者の機関」などと批判のあった審議会等の在り方を本訴訟などにおいて真っ向から批判し続けた結果、新潟県は審議会等の在り方を全面的に見直して「附属機関等の設置、運営、基準要綱」を制定・実施した（98年4月）。国も「審議会等の整理合理化に関する基本計画」を閣議決定するとともに、審議会等の設置・組織・運営に関する各「指針」および「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」を公表した（99年4月）。裁判闘争の影響があったのではないかと考えている。

教訓・成果を今後のダム反対運動に活かそう

私たちは先日、東京電力神流（かんな）川揚水発電所（群馬県）の工事現場を視察したが、本年2月の見直しによって当初計画出力270万キロワットを現在は6分の1の45万キロワットに縮小すると説明された。この発電所は新潟と京浜地区を結ぶ送電線付近に位置しており、電発が将来湯之谷揚水発電所の電気を売ろうと考えていた東電自体が新規発電計画を中止する状況なのだ。そもそも原発電力の捨て場・稼働率数パーセントの電気発電所・山奥の溪谷などの自然破壊の権化である揚水発電所は、自然環境・財政経済・地域社会等どれをみても有害無益で不必要なものだ。地元の地域社会のねじれや私たちの反対運動などによって計画が遅れているうちに、社会経済情勢が大きく変化し中止となったのである。残る問題は、下部ダム（佐梨川ダム）の共同事業者である新潟県が、治水・利水・発電のための佐梨川総合開発計画を中止するかどうかである。しかし、今でも県内の総発電量の約7割を京浜方面に「輸出」し、しかも空前の財政赤字を抱えている新潟県には、独力で建設する余力はない。9月議会で決断を迫られるだろう。

イヌワシ委員会（専門家6人・非公開）が承認→県自然環境保全審議会（鳥の専門家はずか1名・非公開）が承認の答申→知事がゴーサイン、この三段階の機関の誰もダム計画を推進した責任を感じていないだろう。その責任を薄めるための仕掛けこそが審議会行政の目的だ。しかしここで確認すべき重要なことは、審議会行政のカラクリを見破り、原点に立ち還り、これらの審議会等の委員自身が諮問事項を主体的に判断しかつ審議会等の運営や答申内容に責任を有し、そして、市民（＝主権者・納税者）自身が政策の最終決定者であるということである。それらのことは、新潟県内で近年あいついで出された住民意思（96年の巻町民の原発誘致反対、本年の刈羽村民のプルサーマル導入反対）とその住民投票の論理（自分たちの町・村のことは自分たちが決めるという自己決定権・地域主権）から、私たちすべての者が教えられたはずである。

私たち新潟の自然保護NGOは、その教訓を活かしていま清津川ダム問題に力を注いでいる。国土交通省が事業評価監視委員会を設置して再評価を行っているが、その監視委員会の意見で新たに設置した「専門委員会」が清津川ダムの見直しを含めた検討作業をはじめた。私たちは、委員8名に直接傍聴を要求して公開を認めさせ、事務局の言いなりになるなど激励している。いまだにほとんどの審議会等の委員が事務局（行政官僚）の指示待ちでお客さんのような意識でいるが、民主主義のイロハを教え続けて認識を変えさせる必要がある。その点、地域住民はすぐに理解することができる。先日、国土交通省の幹部が反対住民の自宅に行きたくてダムの必要性を説明しようとしたら、「いま専門委員会が審議しているのに、事務局に過ぎない者がやってくるのは越権行為です。帰ってください」と追い返した女性がいる。

審議会等の改革には、会議・議事録の公開、委員人事のとき必ず公募委員を入れる、双方向の意見聴取や公聴会・ヒアリング、答申は委員がつくる、などのことが最低限必要だ。諫早湾干拓事業で九州農政局が設置した第三者委員会の委員も農水省が選んだようだが、5人の委員中2人が事業の休止または中止を主張した。しかし、委員の多数がそれは農政局が決めることだと言って認めず、結局、環境に配慮して事業を見直そうと答申したという（本年8月）。もし多数が休止・中止を求めたら、今回の農政局の規模縮小して実施という結論も異なっていたかもしれない。審議会の権限と責務について委員が正しく認識すること、そしてNGO・市民もそのことを自覚して働きかけることが肝要だと思う。

高倉揚水ダムに続く湯之谷揚水ダムの中止。この勢いで、小丸川揚水ダムなど全ての揚水発電計画を中止に追い込もう！

<筆者連絡先：F (025) 266-0860 E-mail：KFR00474@nifty.ne.jp>

湯之谷揚水発電所
計画白紙撤回

県ぬせ隠クショ

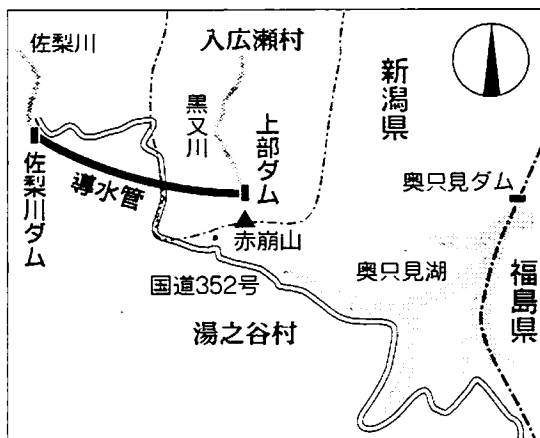
川梨建設
ダム

単独建設か中止か

「費用対効果考えると…」

電源開発が湯之谷村と入広瀬村に建設を予定していた湯之谷揚水発電所の建設計画の白紙撤回が20日、明らかになった。県は今後、総合開発を予定していた下部ダムの佐梨川ダム建設を単独で行うか、中止するかの決断を迫られることになり、「費用対効果を考え」と影響は大きい」とショックを隠し切れない。地元は湯之谷村ではこの日、臨時村議会が「湯之谷揚水発電計画の存続を求める決議」と「佐梨川総合開発事業計画の存続を求める決議」を採択した。

【斎藤毅】



湯之谷揚水発電所は、湯之谷村の下部ダム（佐梨川ダム）から入広瀬村の上部ダムへくみ上げた水を放水して発電する。揚水設備と上部ダムの建設は電源開発の単独事業だが、佐梨川ダムは電源開発と県、湯之谷村、小出町が共同で建設することになっていた。

佐梨川ダムは佐梨川総合開発事業の一環として、揚水発電に利用されるほか、洪水調節▽流水の正常な機能の維持▽水道用水確保▽雪崩用水確保などの役割も担う予定だった。

総事業費は650億円。負担率は電源開発61・5%、県37%、湯之谷村と小出町1・5%。電源開発が抜けると、県と地元町村にその分の負担がのしかかる。

県河川整備課の平沢修爾課長は「電力需要が伸び悩み、発電所建設は厳しいと聞いている。電力会社と電源開発で検討しており、近々に一定の方向を報告した」としたうえで「61・5%（の電源開発負担分）がなくなることで、負担が増える。費用対効果を考え」と影響が大きい。仮に白紙となると、考えられるべき選択肢を検討し、継続するか、どう取り扱うかということになる」と話している。

同ダムは94年に建設が認可された。建設に同意



湯之谷揚水発電の白紙撤回について語る田中外相

していない地権者もいるが、現在は03年の着工を目指して地質調査や用地測量などが行われている。

田中外相が地元首長と懇談会

要望に「痛みを伴う改革」

田中真紀子外相は20日、湯沢町のホテルで、南・北魚沼郡内と小千谷市、山古志村の首長と昼食を兼ねて約2時間懇談、地元の要望を聞いた。懇談の様式について北魚沼郡町村会長の野村孝・守門村長は「各市町村の要望で共通して言えることは、雪国の生活を守る道路整備の推進と、地方交付税の一律カットに反対。財政基盤が弱い市町村にとっては死活問題だ。もっと大きな視野で努力してほしいと訴えた」と説明した。

懇談会終了後、田中外相は、電源開発（本社・東京）が、湯之谷村と入広瀬村に計画していた湯之谷揚水発電を白紙撤回する方針を打ち出したことについて「これも痛みを伴う改革の部分だ。地元の事情もあると思うが、企業として判断したことだ」と述べた。

【神田順二】

「清津川ダム」 その後の報告

昨年 11 月 26 日の水源連全国集会在辰巳ダム計画のある金沢で行なわれた日、新潟、北陸地建万代荘で事業評価監視委員会が開催されたのでした。実施計画調査事業は妥当としながら、別途設置した専門委員会に於いてダム代替案や規模縮小案を含めた検討をし、本年 11 月を目途に結論を出し、その結果を踏まえて監視委員会が当局にダム計画の是非を答申することとなっています。

建設予定地湯沢の調査事務所では豪雪で遅れた雪解けを待ち、6 月 計画当初のダム堤予定地より 2km 上流でボーリング調査を始めました。利水要望が大幅に減少したこと、水没地に良好なブナ林や溪谷が含まれていて、失うことへの NGO の抵抗が大きかったこと等により、先ずダムの縮小案のデータ収集から始めたと言う訳です。専門委員のメンバー決定が難航したのか或いは意図的なのか設置が公表され第一回の委員会が開かれたのは 7 月 12 日(非公開)でした。

7 月 1 日には嶋津先生はじめ水源連メンバーのご協力を頂いてシンポジウム「清津川ダムってなに？」を新潟市に於いて行政側も参加して開催しました。

3 月村議会で全員一致でダム反対決議をした中里村はマイクロバスでの参加でした。入場者 200 名、専門委員会西沢座長(新大教授)や、水没予定地湯沢町三俣の住民からの発言も頂く等大変有意義な集会をすることが出来ました。ご協力頂きました皆様方には心から感謝申し上げます。

専門委員会の公開を求めて、7 月 12 日会場前にて『とんでもないよ非公開!!』の横断幕を持ち中里温泉組合のメンバーと共同行動、玄関前に仁王立ちで NGO の入場を拒否する局員 3 名、数十年前にタイムスリップした様な光景でした。暑さと蚊の襲来に悩ませられながら戸外で待つこと 3 時間半(マスコミ諸氏はクーラー付きのロビーで待機、まだ日本では国民は主人公ではない!)、退場する西沢委員長から思いがけず『次回から基本的に全面公開とし傍聴を認める』との発表があり現場でバンザイ!!。一寸考えれば片手でバンザイかも知れませんが。新河川法の住民参加の理念実現へのスタートの第一歩となりました。

8 月 2 日、中里村(村長、村当局者、議員他 17 名)の鬼石町と群馬中里村、上野村視察に高見優さんと同行、鬼石町関口町長の講話後、下久保ダム見学(観光客皆無)、中里村恐竜パークにて昼食後神流川揚水発電ダムを見学、工事現場の自然破壊にダム阻止の気持ちを新たにしました。

その後 新聞紙上に専門委員会公開と意見募集の大広告あり。8 月 22 日専門委傍聴者 64 名。大部は NGO、市町村の水道課関係者等が少々。中里村はバスにて参加。大半の時間は整備局側の資料説明に費やされたが、委員の発言はダム批判のニュアンスのものが多数でした、整備局主導で議事進行、ダム案からの検討でした。会場でのアンケート、意見募集、文書にての要望等には、『先ず信濃川水系全体の河川整備基本方針、計画策定が優先されるべきと要求いたしました。』

9 月 4 日夜、中里村主催で天野礼子氏講演会、「ふるさとの清津川を考える NO と言えばダムは出来ない」 300 名以上の参加者。講演会に先立ち前日は清津溪谷(湯沢町鹿飛橋迄)視察、佐藤守正さんのお世話で三俣地区の反対住民との対話、地元中里にはダム反対運動の指導、地域振興へのサゼッション等、さすがダム反対運動のベテランを思わせる一面を見せておられました。

9 月 14 日夜、十日町市主催、『信濃川を甦らせる会』の東京行動出席に先立ち中里の藤ノ木信子さんと議員会館で公共事業チェック議員の会諸氏の事務所へアピールと挨拶、渡辺誠さんが同行、案内をして下さって助かりました。チェック議員の会の現地視察をお願いしてまい

りました。

10月20日(土)湯沢町、夜、中里清津峡温泉宿泊。

希望者があればオプションで19日(金)午後湯沢町の清津溪谷視察予定。

三俣地区で湯沢町長他の推進の請願も予定されています。夏のリゾート地としてダム湖を!!との要望ですが、宮ヶ瀬ダムでも観光客が水遊びをしているのはダム湖ではなくて、近くに整備された親水公園なのではないでしょうか。

湯沢にはダム湖は作らず、三俣地区、八木沢地区に親水公園を作れば美しい溪谷を守ることも出来、自然に優しい湯沢町をアピール、観光客を呼べるのではないかと思います。

9月17日佐藤守正さんの湯沢町議会での素晴らしい質問あり。

清津川ダム、第三専門委員会が9月26日開かれました。治水分に限った代替案整備局から提示されました。引提・河道掘削・中水敷設置・遊水池・遊水地設置等、それぞれ??での予算見積もりが示されました。

引提なども、破堤の恐れのある部分の特定な困難として全域にわたる工事を想定したもので、計算根拠も示さず意図的に過大な見積もり(予算の)を出していると思えません。清津川にも2500t/秒の流量を示し、清津峡温泉街で数10m水没するという予想で、歴史的にもそんな洪水の記録はなく、地元の方々があきれて笑い出す状態です。

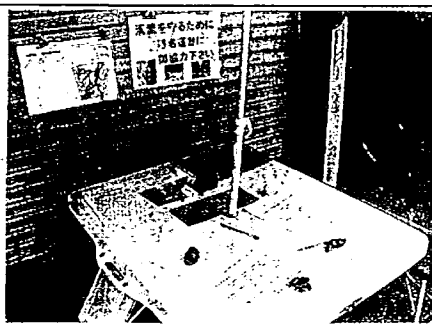
委員から突っ込んだ意見を交わす時間もなく、次回に繰越となりました。次回は11月16日となりましたが、年内の結論は無理だということは確実になってきました。

清津川ダムを考える会

三橋允子

2001年(平成13年)8月25日(土曜日)(5日刊)

(2)



清津峡の一角に設けられたダム反対署名コーナー

「年内の結論は困難」

清津川ダム第2回専門委で西澤委員長

「清津川ダム専門委員会(委員長 西澤謙三)は、大分県立大教授、委員八人の第2回委員会が21日、新市の万代シールホテルで開かれ、同委員会の委員長は「期限内に結論を出すのは困難」との見方を示し、注目を集めた。

専門委は、昨年十一月の事業評価監視委員会(清津川ダムの実施計画調査は妥当)としながらも、付帯意見としてダム代案を含めた検討を行うべく設置されたもの。専門委の年内結論は難しい状況となっている。非公開となった第一回

で、今年十一月までに結論を出すよう求められていた。今年七月の第一回委員会でも西澤委員長は「無理に十一月までに結論を出すという気はない」として、年内に結論を出すことは難しいと述べた。

同会では、国土交通省北陸信越局側がスライドを使い、治水・治水、環境が加わった河川法改正や百五十年に一度の洪水を想定した清津川の治水計画などを説明し、質疑が行われた。

委員からは、自然的な質問が多数占められたが、中には「ダムだらけにしない」と下流域が守れないのか、や「ダム建設は環境に反するのでは」といった意見や「清津川ダムは千曲川上流部、ダム宣言で建設見送りの治水ダム群の一つとして、位置付けが曖昧」とする厳しい指摘なども行われていた。

検討段階から住民の声を

藤ノ木清津峡温泉組合長

一万、第二回の専門委開催時に清津川ダム建設反対の請願書を提出したダム直下流となる中里村の清津峡温泉組合(藤ノ木組合長)では、この日も組合長ら六人が会議を傍聴し、熱心にメモを取っていた。

藤ノ木組合長は「まるで専門会のように委員の議論を期待していたが、に拍子抜けした。ダム建設を様々な角度から検討して貰いたい。そして計画段階から住民の声を聞いて頂きたい」と訴えを述べた。

同温泉組合では現在、来客者に呼びかけ、ダム建設反対の署名を集めており、当初目標とされていた今年十一月までに専門委に提出したいとしている。同組合の藤ノ木組合

さんは「既に中里村議会でも反対決議が行われており、村民の意向は反対と判っている。なので、全国から来訪するお客さんに対して、先ずの国会で自然環境権が認められ、採掘され、国民の財産である自然環境を守るの(は)国民の権利」と呼びかけている。

現在同組合を事務局に「ふるさとの清津川を守る会」の結成に向け準備が進められており、今後には各町会や住民、FWFを結集し、今年として活動を展開していく方針だ。

ダムによらない治水訴え

〈清津川ダム問題〉清津峡温泉組合が国に直接行動

ダムによらない治水を「清津川ダム建設計画を巡って、直下流にある清津峡温泉組合（藤ノ木修組合長）は12日、同ダム建設の再検討を任された専門委員会の西沢雄泰委員長らに建設反対の請願書を直接手渡した。ダム問題では中里村議会が今年3月、全会一致で反対決議を採択しているが、住民による直接行動は初めて。同村では村観光協会が6月に建設反対を決めるなど広がりを見せており、今後の成り行きが注目されている。

この日、第1回目の専門委員会が開かれる新潟市内の会場に、温泉組合員5人が車で駆けつけた。会場入り口では市民団体と北陸地方整備局職員との押し問答もあって、緊迫。会場玄関にタクシーで乗り付けた西沢委員長に、職員や市民団体にもみくちゃにされながら請願書を手渡しするという異常な光景となった。

同委員会は北陸地方整備局事業評価監視委員会の提言に基づいて設置されたもので、今年11月をメドに再検討案をまとめて報告することになっており、同委員会の報告内容が今後の建設計画を大きく左右する。その最初の会合で、どうしても自分たちの気持ちを通達できなかった」と一連の小舎の藤ノ木信子さん（44）。

この日は同整備局河川計画課



北陸地方整備局の齋藤河川課長（右）に対して請願書を読み上げる藤ノ木さん（左から2人目）

の齋藤博之課長にも請願書を手渡した。

「どうして清津峡ではこう次々に大きな問題が起きているだろう。新潟市に向かう車の中で大阪から嫁いで来た信子さんは、ホツンと漏らした。日本3大渓谷の1つに数え

会議の公開決める

第1回清津川ダム専門委員会開く



今後の清津川ダム建設計画に大きな影響を与える第1回目的の清津川ダム専門委員会（西沢雄泰委員長・新大経済学部教授、メンバー8人）が12日、新潟市で開かれ、非公開だった委員会を検討テーマによ

ては一般市民も傍聴出来るように決めた。同委員長は会議後の記者会見で「基本的には全面公開だ」と話している。市民団体「清津川ダムを考える会」（三橋允子代表）らの強い要望に応えたかった。8

られる上信越国立公園の景勝地・清津峡は、昭和63年の落石死亡事故によって肝心の遊歩道が通行止めされ、以来、9年間も閉鎖を余儀なくされた。年間15万人あった観光客はこの間で4万人にも激減してしまっ。事故直後は、落石防止のために遊歩道の上を覆うロックシニッド案もあったが、これに国立公園を管轄する環境庁が難色を示し、窮余の策としてトンネル案が浮上した経緯があった。

昨年の溪谷トンネルへの入り込み観光客は約13万6千人とようやく客足も復調して来た矢先、清津峡の清流を汚して欲しくないという思いは強い。「清津峡の清流汚染防止」は「国立公園内に構造物は相応しくない」とロックシニッド案に反対した国が、同じ公園内にダムを建設するのはどうしてもおかしい」と、国への不信感をののらせる。

「私達が日本中のモデルケースになってもいいから、ダムによらない治水を考えていただけではないでしょうか。私達が子供達に残してやりたいのは、コンクリートの山や巨大な溜池、莫大な真の借金ではあり

月22日に開かれる第2回目から実施される。また、北陸地方整備局事業評価監視委員会から、今年11月をメドに再検討案の報告を提言されていることについて、同委員長は「専門委員会としては無理矢理11月までに結論を出すという気は全くない」と話し、報告が延びる可能性を示唆した。

当日は事務局からの総括的な説明が主で、各委員からは具体的なダム計画の質問は出なかった。開会で同委員長は「限られたメンバー。必要に応じて専門家から来てもらって、ヒアリングを行いながら慎重に検討して行きたい」と抱負を語った。写真：会議後、記者会見する西沢委員長

清津川ダム建設

堤防拡大など代替案示す

北陸地方整備局 結論は来年以降

湯沢町で建設計画予定の清津川ダムの事業内容を再検討している国土交通省北陸地方整備局の専門委員会(委員長・西沢輝泰新潟大教授)が二十六日、新潟市内で開かれた。同局は席上、治水に限ってのダムの代替案とその課題、対応策を示した。同省が代替案を提示したのは初めて。

代替案は、ダム建設の代わりに、堤防の位置を広げる「引堤」や、川底を深く掘り下げる「河道掘削」、川底を段状に掘る「中水敷設置」などが考えられる。課題としては、引堤は家屋や工場などの大規模な移転及び橋りょうなど、河川の横断構造物の継ぎ足しが必要、河道掘削、中水敷設置では「ばく大な量の土砂処理が必要で、魚類などへの影響が大きい」などを挙げた。ダムについては「ダム周辺地域の自然環境への影響がある」とした。

またこの日は、専門委員会が十一月までに内容をまとめ、十二月の事業評価監視委員会に報告することになった。来年度以降は最終報告について、来年以降へすれ込むとの判断も示された。

専門委員は委員八人。昨年十一月に、同局が第三者を委員に設けた事業評価監視委員会「清津川ダムの実施計画調査は妥当」との結論が出たが、ダム代替案を

含めた検討の必要性を指摘する付帯意見があつたことから、事業計画について代替案を含めて事業内容を再検討しようと設置された。清津川ダムは、治水と生活用水の確保などを目的とし、一九六六年に予備調査を開始、八四年に実施計画が始まった。

佐梨川ダム建設 判断は明言せず

事 知 9/26 N

電源開発が湯之谷揚水発電計画の中止に伴い、同社が事業費の61・5%を負担する県営佐梨川ダム建設からも撤退を決めたこと、平山知事は当面は中止理由の詳細な説明を求め協議していくとだけ答え、今後の県の対応について、米山両氏に答えた。



米山 昇氏

いては明言を避けた。

電発の計画中止に対して知事は「地元の期待などを考えると簡単に『はい分かりました』とはいえない。電発が開いた中止理由の説明会では十分理解できる内容ではなかった」とあらためて不満を表明。「電発や(売電先の)東京電力から詳細な説明を求め、エネルギー政策を所管する国にも中止決定をどう考えていくか確認する」との考えを述べた。西川、米山両氏に答えた。

運動の広がる川辺川ダム問題

○漁民の力がダム本体着工を阻止！感動の球磨川漁協総代会

国土交通省にとって川辺川ダム建設に向けて唯一残された法的手続きとなっている球磨川漁協の建設同意の問題について、球磨川・川辺川漁民は明確にノーの判断を下した。ダム推進派で占められる球磨川漁協執行部は2月28日人吉市で通常総代会を開き、16億5千万円の漁業補償金をはじめとする国土交通省との漁業補償契約締結を提案したが、賛成59名、反対40名で必要な3分の2の同意を得られず、締結議案は否決された。

無駄な公共事業を強行に進める国に対して、鮎漁を守りたいという正当な主張を訴えてきた漁民が不当な圧力にも屈せず勝利した、歴史的な瞬間だった。川辺川・球磨川漁民の闘いは全国で公共事業の見直しを求めて運動に取り組んでいる人たちを勇気づけ、和歌山県の紀伊丹生川ダム反対運動をはじめとする全国の漁民の闘いにも引き継がれている。

この総代会決議により、ダム本体着工の同意を得られなくなった国土交通省は2年連続本体着工を断念するという事態に追い込まれた。総代会決議は3カ月以内に組合員全員が出席する総会でくつがえすことができるが、5月28日までに総会も開催されず、総代会決議は法的に確定した。

しかし、本体着工をあきらめきれない国土交通省は6月に漁業補償交渉の再開を申入れ、組合員の猛反対の中、漁協執行部は9月19日に漁業補償交渉委員会を開催し、実質的に国土交通省との交渉を再開した。

昨年、漁協組合員から出された漁業補償交渉委員会の設置取消しを求める総会開催請求を、これまで漁協執行部は水協法違反にもかかわらず無視し続けていたが、熊本県の再三の勧告をついに無視しきれず、総会を開催するとの通知を8月に熊本県に行った。しかし開催時期は明言していない。熊本県は、組合員の正当な手続を踏んだこの請求を踏みにじり違法な運営を続ける球磨川漁協に対して、ポーズでしかない強制力のない指導・勧告のみを行うばかりで、漁民の権利保護という本来の職務を果たそうとしていない。

6月には坂本村川漁師組合、7月には球磨川上流川漁師組合、9月にはやつしろ川漁師組合と、ダム反対派漁民を中心とした任意団体が流域で設立され、それぞれ川辺川ダム反対や既存ダム撤去などを活動方針とし、漁民の組織化や他の住民団体との連携を図っている。

○不当判決にも負けない農家の闘い、広がる支援の輪

昨年9月の原告側敗訴という不当な川辺川利水裁判熊本地裁判決にも負けず、一審原告の9割を超える農家は控訴し、闘いの場は現在二審の福岡高裁に移った。二審では利水対象農家3900戸のうち、一審判決では同意とみなされていた未調査の約2000戸の同意があったかが大きな争点となっている。高裁判長の要請を受け原告団・弁護団は5月の連休から9月始めまで、2000戸の農家一軒一軒の同意状況の調査を行い、その集計結果を9月中に高裁に提出予定である。

調査は毎週土曜日、日曜日に集中して行われた。炎天下の中、7年前の同意取りについて農家の記憶もあいまいという非常に困難な状況の中、原告や支援者は人吉球磨地方を駆け巡った。それでも、事業に対する説明がなされていない、あるいは自署や自分の捺印ではないという事業の同意取りの問題点が、この調査の段階でも改めて浮かび上がった。今回の調査の過程で、熊本県内の教職員組合員が調査に参加するなど支援の輪は大きく広がりつつある。

二審の口頭弁論はこれまで3回開催されている。5月25日の第1回口頭弁論では、ここでも歴史的な光景が展開された。原告団・弁護団は法廷にビデオやパソコンを持ち込み、川辺川利水問題をビジュアルに訴えた。縦横4メートルの大スクリーンにアップになった農家の「ダムの水はいらん！」という大きな声が法廷に轟くと、傍聴席からは「ウォー」という歓声が起こった。裁判官も終始映像に見入っていた。

7月13日の第2回口頭弁論では熊本大学法学部の中川義朗教授と熊本県立大学環境共生学部の中島熙八郎教授が原告側の証人として尋問を受けた。中川教授は一審判決について「農家の財産・生存権にかかわる計画であり、事業の必要性を含めて司法審査すべき」と指摘。「土地改良法に基づく対象農家の3分の2の同意は、計画の全容を明らかにして取得するなど、手

続きには厳格さを要する」と述べ、国の同意取得手続きのあり方について言及した。国側の反対尋問は、証言内容については全く反論できないという体たらくであった。

中島教授は自ら実施した対象地域の農家アンケートから「高齢化が進み、後継者がいない農家は新たな負担を受け入れられない」と分析。人吉市などの4地区の調査結果から、既存の水路や別の河川・ため池などを補修・改修する代替案を示し、「ダムによる利水よりも安上がりだ」と指摘した。

9月14日の第3回口頭弁論では、中島教授に対する国側の反対尋問が行われたが、これも第2回と同様、中島教授のアンケートの揚げ足を取ろうとするだけで、内容については全く反論できていない。

○広がる住民投票の動き

球磨川流域では川辺川ダム本体建設の賛否を問う住民投票条例制定の動きが起こっている。まず坂本村では今年2月、住民投票条例の制定を求める直接請求の署名集めが開始された。6月に有権者の4分の1になる1312人の署名が集まり本請求され、6月19日の坂本村村議会で審議された。激しい討論の末、残念ながら賛成6、反対7で条例案は否決された。

川辺川ダムの治水効果による受益地とされる人吉市では5月から署名収集が始まり、9月17日に本請求された。集まった署名は有権者の48.5%になる14635人。福永浩介人吉市長は9月末に臨時市議会を召集し、条例案を付議する予定だが、市議会は現在、条例賛成派と反対派がほぼ拮抗している。仮に条例が賛成多数で成立したとしても、ダム計画推進の旗振り役である福永市長は再議権を行使し、条例案を葬り去ろうと目論んでいる。これに対し、署名を集めて来た「人吉市の住民投票を求める会」は、市議会や市長のリコールも見据えて今後の活動を展開する予定である。

○多彩な運動の展開と事業凍結・中止を求める圧倒的な熊本県民の声

昨年12月26日に建設大臣は川辺川ダム計画について、同省九州地方建設局の申請通り、土地収用法の対象として事業認定した。これに対して、今年1月25日に市民団体の呼びかけで全国から3350名が強制収用も可能とするこの非民主的な手続きに対して、異議申し立てを行った。また3月26日には直接被害をうける漁民33名の他に、3つの市民団体のメンバーなど合計64名が事業認定の取消しを求めて熊本地裁に提訴した。代理人無しの本人訴訟だが、特に最も原告適格を有する漁民への支援を今後行っていく必要がある。

1999年から行っていた、川辺川ダム事業に環境影響評価法による環境アセスメント（法アセス）実施を求める国会請願の署名運動では、今年4月時点で7万人余り（衆参延べ15万人）の署名を集め、国会提出した。それに先立つ2月14日、不知火海沿岸37漁協は、川辺川ダムに関して不知火海の環境影響評価を求める要望書を熊本県に提出し、3月5日に熊本県議会は不知火海の環境調査を求める意見書を可決した。また人吉市議会においては3月26日に川辺川ダム事業に法アセス実施を求める意見書が可決されるなど、環境アセス実施を求める運動は着実に広がっている。

2月28日の球磨川漁協の総代会前に、女性たちのグループが中心となって始めた尺鮎トラスト運動「たった16億円で川を売らないで。私たちが鮎を買うから、川を守って！」は、漁師と賛同者をつなぐユニークな産直運動として、現在も反響を呼びながら進行中である。

その他、昨年末から全国的にも報道された有明海のノリ不作と諫早湾干拓事業問題により、川と海のつながりもクローズアップされた。川辺川の運動でも現在、不知火海や有明海の漁民との連携を模索中である。

7月に報道された熊本日日新聞の世論調査によると、川辺川ダム建設事業の凍結や中止を求める意見は、県内有権者の8割近くにもものぼったという。もはや県民の圧倒的な声はダム事業中止・見直しということだ。この圧倒的な世論をもっと強め、それを背景にして国土交通省をはじめとする行政機関に川辺川ダム事業の中止を迫っていかなければならない。

「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」

土森 武友 <tsuchi_t@dl.dion.ne.jp>

*この原稿以後、住民投票の直接請求は9月28日人吉市議会で、賛成10、反対11の僅差で否決されました。現地では、市民の声に反して反対を表明し、否決を画策した市長のリコール運動に進むとのことだ。また、漁協の状況も更に緊張してきているとの情報が事務局に入っています。（水源連事務局）

川辺川ダム 住民投票条例を本請求

人吉市の 1万4635人分の署名添え 求める会

川辺川ダム本体建設の賛否を問う住民投票運動を進めている「人吉市の住民投票を求める会」(工藤益雄会長)は十七日、市内有権者の48・5%に当たる一万四千六百三十五人分の署名を添え、福永浩介市長に住民投票条例の制定を本請求した。福永市長は二十八日臨時市議会を招集し、意見を付けて条例案を付議する。

【24面に関連記事】

同会は条例案が否決された場合、市議会解散や市長解職の直接請求も視野に入れている。市議会の判断が工藤会長ら六人が市役所を訪れ、福永市長に条例案と条例制定請求書、署名簿千八百九十八冊を提出した。署名総数は、直接請求に必要な署名数(六百三十人の約二十四倍に達している)としている。

工藤会長は「予想を上回る署名は、市民がいかにダム問題を重視しているかを示している。否決された時の対応は、議会や市長のリコールしか思い付かない」と条例成立に強い意欲を示した。

一方、流域市町村でつくる同ダム建設促進協議会長でもある福永市長は「市議会ではこれまでダム建設を促進してきており、その方針にのっとった議決をしてほしい」と議会での否決に期待した。

同ダムをめぐる住民投票条例の制定請求は、六月の八代郡坂本村に次ぎ二例目。同村議会は条例案を否決した。

「県民の了解が大切」

川辺川ダムで潮谷知事

潮谷義子知事は三十日の定例会見で、川辺川ダム事業について「来年度に向け、国土交通省が本体工事の前提に予算要求するのは当然だが、(事業に対する)県民の了解が非常に大切」と述べ、今後の状況の推移を見守っていく考えを示した。

知事は、同省九州地方整備局が八月に設置した客観性検討委員会や事業評価監視委員会を挙げ、「現在、同省自身が第三者で構成する委員会です。事業やこれからの説明の妥当性を評価し、住民に説明している段階。人吉市の住民投票条例制定の動きもある。国には県民への説明責任を果たすとともに、環境保全」

全面的見極めもしっかり行ってほしい」と注文を付けた。

一方、諫早湾干拓事業で農水省が縮小の方向で事業の見直しを打ち出したことに、知事は「事業縮小が有明海に環境にどう影響していくのか、見守る必要がある。国の判断は尊重するが、事業縮小とは別に、国に対して八代海を含めた環境保全とノリ不作の原因追究を求めている」と述べた。

川辺川ダムに151億円

国交省 本年度の本体着工前提 概算要求

国土交通省は二十九日、二〇〇二年度政府予算の概算要求に、川辺川ダム(球磨郡相良村)の建設費として本年度当初予算と同額の百五十一億円を盛り込んだ。同省は現在、地元の球磨川漁協とダム本体着工の前提となる漁業補償交渉に入っているが、「補償契約締結後、本年度内の本体着工を前提」(同省)に予算

要求した。ただ、補償交渉は難航している上、公共投資の削減方針もあって曲折が予想される。

来年度は、ダム本体部分の岩盤を露出させる基礎掘削工事を進めるほか、工事用道路や付け替え道路、頭地代替地(三四・五畝)の造成も続ける。

今年二月に球磨川漁協が漁業補償の契約締結を拒否したため、国交省は二年連続で本体着工を断念。その後、漁業補償交渉を六月に再開させたが、補償契約締結への見通しは立っていない。同省治水課は「一刻も早く本体着工できるような契約締結に最大限の努力をしている」と話している。

しかし、年末までの予算編成過程では、概算要求基準(シーリング)で示された「公共投資10%削減」の実施を迫られるため、財務省の厳しい査定も予想される。

ダム本体以外の工事は残り少なくなっている。国交省治水課も「本年度内に本体に着工できたとしても、その時期が遅ければ来年度に工事がずれ込み、今回の要求額を減らさなければならぬ状況も考えられる」と厳しい見方も示した。

今、「脱ダム宣言」の真価が問われている！

本年2月20日長野県の田中康夫知事は「脱ダム宣言」を発した。これは県民のみならず全国民へのメッセージであった。

「コンクリートで建設されるダムは看過し得ぬ負荷を地球環境に与える・・・100年、200年先の我々の子孫に残す資産としての河川・湖沼の価値を重視したい。・・・日本の背骨に位置し、数多くの水源を擁する長野県に於いてはできる限り、コンクリートのダムは造るべきではない。・・・これは田中県政の基本理念である。『長野モデル』として確立し、全国に発信したい。」の内容も明確である。

承知のとおり、我が県内には信濃川の源流である千曲川・犀川があり、諏訪湖に端を発する天竜川、濃尾平野を形成した木曽川がある。いずれも日本を代表する河川の一つである。しかし、その現状は惨々たる状況である。信濃川水系は主に東京電力に、天竜川水系は中部電力に、木曽川水系は関西電力に支配され、その流れはダムによって遮断されている。特に木曽川水系はひどく、河原砂漠化されいると言っても過言ではない。また、県営ダムは、それらの支流や源流部に近い地域に数多く建設され、さらにあと十数カ所計画されているのである。今日長野県の河川環境を冷静に見れば、もはや取り返しが出来ない現状であることは誰の目にも明らかである。

そして、これに拍車をかけているのが砂防ダムである。山中深く無数に建設されている砂防ダムには「ジャックと豆の木」のごとくである。国による全国トップの砂防ダム建設への投資はこれを裏付けている。

しかし、これら現状に疑問を投げ掛け、抵抗する県民も現れた。「脱ダムネットワーク」や「溪流と砂防を考える会」等の組織が立ち上がったり、それに参加する人々の活動が目につくようになった。田中知事の支持率は以前のほどではないが安定化しつつある。これからもじっくりと宣言や政策を実現する環境にある。・・・と同時に「白バラ運動」なるものが登場した。この運動は来年の早い時期に田中知事不信任案を県議会に提案しようという目的を持った運動体である。長野市を中心に活動している集団であるが、その実態は田中知事の選挙公約でもある「公共事業の見直し」によって従来の仕事確保が出来ないという一部業者の思惑を反映している。今、反田中の波は趣向を凝らし、押し寄せている。・・・大仏ダム中止は裁判によって決着したわけではない。国の中止勧告に田中知事が応えたものである。がしかしこの裁判を支援してくれた人々がまた田中知事を誕生させた事も事実である。責任は重い。

2001年9月15日

(前) 大仏ダム建設反対訴訟団
団長 田口 哲男

渡良瀬第二貯水池の建設が遠のく

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

交通省国土が湿地再生事業を優先して進めることを発表

国土交通省は来年度から渡良瀬遊水池の湿地再生事業に取り組むことを発表しました。その内容は次のとおりです。

- ① 渡良瀬遊水池を構成する第一、第二、第三調節池と河道部それぞれにおいて「緊急再生地区」、「再生地区」、「保全地区」を選び、緊急再生地区と再生地区を対象として湿地再生事業を行う。保全地区は湿地を保全するために手を入れるところである。
- ② 各地区の候補地の合計面積は緊急再生地区が 30 ㍍、再生地区が 120 ㍍、保全地区が 350 ㍍である。緊急再生地区は 10 年程度で事業を進め、その後は再生地区を対象とする。〔注〕渡良瀬遊水池の合計面積 3300 ㍍
- ③ 植生調査結果に基づいてこれらの候補地を選んだ。標高が高くて樹林地になっているところを中心に緊急再生地区、乾燥化が進んでオギ群落になっているところを中心に再生地区としたが、あくまで候補地であり、これから住民の意見も聞いて選択していきたい。
- ④ 湿地再生の方法は 2000 年 3 月から始めた試験掘削地のように、周りから真ん中に向かって傾斜を付けて掘り、地下水の湧出で池ができるようなことを考えている。

この国土交通省の発表で渡良瀬第二貯水池の建設が当面なくなりました。第二貯水池が計画されている第二調節池でもまず 10 年かけて緊急再生地区を、その後、再生地区を対象として湿地再生事業を行うことになりました。このことは、第二貯水池の建設が 20～30 年以上はなく、その建設計画が事実上消えたことを意味します。

第二貯水池は当初は利水治水の目的をもった多目的ダムとして計画されていましたが、最近の都市用水の需要低迷で利水目的がなくなり、あとは治水目的をどうするかが課題として残っていました。この治水目的についても、ここ数年のうちに策定される予定の利根川水系河川整備計画（20～30 年の間に行う河川事業の計画）に第二貯水池が入らない可能性が高くなりました。河川整備基本方針では第二貯水池の治水容量（500 万立方㍍）の数字がカウントされるかもしれませんが、整備計画には第二貯水池が入らないのではないかと考えられます。

これまでの経過

第二貯水池の建設が当面なくなったことは時代の流れでもありますが、それは同時に次のように渡良瀬遊水池について私たちが長年取り組んできた運動の成果と言えるものです。

1990 年 住民協議会を結成

1990 年～ 遊水池の自然を破壊し、下流の水道水質を悪化させる第二貯水池建設に対して
反対運動を展開

- 1995 年～ 渡良瀬遊水池総合開発（・期）事業審議委員会（渡良瀬第二貯水池建設の審議委員会）に対して第二貯水池の不要性とその問題点を強くアピール
- 1997 年 同審議委員会が第二貯水池計画の 2～3 年中断の答申を発表
- 1999 年 住民協議会が渡良瀬遊水池エコミュージアム・プラン（遊水池の湿地を再生し、より豊かな自然を取り戻すプラン）を発表
- 2000 年 住民協議会の代表世話人も委員に入った建設省の「渡良瀬遊水池の自然と自然を生かした利用に関する懇談会」が湿地の再生を前面に出したランドデザインを提言
- 2001 年 住民協議会のメンバーも加わった新たな NGO「わたらせ未来基金」が設立され、わたらせ未来プロジェクト（渡良瀬湿地帯の再生プロジェクト）実現への活動を開始

住民協議会は上記のとおり、渡良瀬第二貯水池は必要性が希薄で、様々な災いをもたらすものであることを訴えるとともに、その対案として遊水池の自然をより豊かにするためのプランの実現に向けて取り組んできました。その活動が第二貯水池の建設より湿地の再生を優先するという国土交通省の方針転換に結びついたと思います。

また、第一貯水池の水質改善事業として国土交通省が開始したヨシ原浄化池の造成（貯水池の水をヨシ原に送って浄化を図る事業）は実際には水質改善効果がなく、ヨシ原の自然を破壊するものであることを私たちは調査データに基づいて明らかにし、事業の中止を迫ってきました。その結果、ヨシ原浄化池は当初予定の 80 ㍍が 40 ㍍へと、半分の造成で打ち切りとなりました。

今後の課題

しかし、これで私たちの運動が終わったわけではありません。これからも次の課題に取り組んでいく予定です。

- (1) わたらせ未来基金とともに、10 年でチュウヒ、20 年でハクチョウ、30～40 年でコウノトリが自然営巣する環境の創出を目標として、渡良瀬湿地帯の再生を進める。
- (2) 国土交通省の湿地再生事業は掘削という工事によって遊水池の自然にダメージを与える可能性があるため、その事業の実施に私たちも関わり、監視していく。
- (3) 自然が乏しく、水質がひどく悪化している渡良瀬第一貯水池を改善する方法を検討し、その方法の導入を国土交通省に働きかける。
- (4) 第二貯水池の建設が当面なくなったとはいえ、一方で治水目的の第二貯水池の建設を求める動きもあるので、渡良瀬遊水池付近の治水事業として第二貯水池の建設が無意味であることを実証して周辺の人たちに伝えていく。

国交省が湿地再生事業

5年かけて
全国で工事
釧路湿原など対象に



湿地再生事業の候補地に挙げられている釧路湿原
(北海道・釧路町)

国土交通省は、乾燥しつつある湿地や水質の悪化した河川を自然に近い形に戻す事業を、北海道の釧路湿原など全国で行う方針を決めた。来年度から五年程度を目安に、土地を掘削して水がたまりやすくなり、かつて直線状にした川を再び蛇行させたりする。水生植物や水鳥、魚介類など多様な生物が生息する湿地の再生を目指す考えだ。

事業の候補地に挙げられているのは、渡良瀬遊水地(栃木県)▽釧路湿原(同)▽野川(東京都)▽霞ヶ浦(茨城県)▽横津川(北海道)▽中海・宍道湖(島根県)

ラムサール条約

一九七五年に発効した水鳥の生息地保護を目的とした国際条約で、締結国は国内の湿地を「一カ所以上登録し、保全計画を

作成、実施することが義務付けられている。日本

は八〇年に加入、釧路湿原など、全国計

十一カ所の湿地を登録している。

▽荒川上流(埼玉県)と河口(東京都)▽琵琶湖(滋賀県)など。今後さらに対象を増やす予定。

渡良瀬遊水地では、地下水位の低下などで一部の湿地が乾燥。高木も増加している。このため同遊水地内の土地五十万平方メートルを掘削するほか、水路を蛇行させるなどして湿地を五百ヘクタール再生させる計画。これにより、生息する六百六十七種の生物が保護できると同時に、同遊水地から姿を消した約五十種の動植物の復元が期待できるという。

また、一度治水のため直線状に工事した横津川では蛇行した水路を復元。以前から川岸にあった樹木で河畔の林を再生させ、サケがそ上しやすい環境を確保し、水質を改善させる。

湿地にはヨシやヒシなどの水生植物や動物が生息し、水鳥が飛来するなど多様な生物が集まる。日本に

はラムサール条約に登録された湿地だけで全国に約八万ヘクタールあるが、近年は干拓や地下水の減少、流入土砂のたい積などで乾燥が進み、明治時代と比べて約十五万ヘクタールが消失したという。

同省は近年、河川改修など治水工事の際に、生物の生息環境を整える工事を行ってきた。今回のように環境保護を主目的とした工事に乗り出すのは新たな試みとなる。

徳山ダム裁判（事業認定取消訴訟）、大詰めに

徳山ダムを巡って、私たちは、現在、以下の3つの訴訟を提起している。

① 99年3月1日提訴。岐阜県等を被告として、公金支出差し止め訴訟（岐阜県が一般会計から支払っている徳山ダム工業用水負担金の支出は違法であるという訴え）。

② 99年3月16日提訴。建設大臣（国土交通大臣）を被告として、事業認定取消訴訟（徳山ダム建設事業は強制収用の対象となる公共事業であるという建設省の認定は違法であるという訴え）。

③ 01年7月31日提訴。岐阜県収用委員会を被告として、収用裁決取消訴訟（5月23日に岐阜県収用委は私たちのトラスト地に対する収用裁決・明渡裁決を行った。それを違法であるとする訴え）。③は「前提としての事業認定が違法であるから違法である」というもので、内容的に②と同じになることから、③と併合して審理される予定である。

②の事業認定取消訴訟で問題にすべき点は多岐にわたる。訴状ではこれらの問題を全面展開しているが、（1）裁判を少しでも迅速に進めたい （2）水資源開発問題の重要な点を明らかにしたい ことから、私たちは、「徳山ダム建設事業は、フルプランに位置づけられ、水資源開発公団を事業者とする水資源開発ダムであるから、水需要が存在しなければ公益性は存在しない」という利水問題に絞って主張・立証を進めてきた。これに対して被告側は「徳山ダムは多目的ダムであり、総合的に得られる利益が失われる利益より大きければ公益性はある」として、治水や渇水対策を前面に出し、争点をあいまいにしようとしている。

これまで、被告側2人（山崎氏＝事業認定処分時の建設省本省の担当者、門松氏＝中部地方整備局企画部長）、原告側2人（嶋津暉之氏＝水源連事務局、富樫幸一氏＝岐阜大学助教授）の証人尋問をほぼ終えて、来年早々にも結審となる。事業認定において被告側が「合理性がある」とした水需要予測が、全く架空のものであることは立証できたと考える。また裁判所には利水問題（事業認定における水需要予測が妥当かどうか）が重要な争点であることは理解させたと思われる。しかし日本の司法の現状を考えると、「水需要の問題はともかくとして、治水か渇水対策もある、全体としてみれば役に立つ」という被告側の論法や積み重なった既成事実が裁判所に働きかける力は無視できない。

来年の早い時期と考えられる判決に向けて、運動を盛り上げて行きたい。残念ながら、私たちの力は限られている。皆様にお知恵とお力を貸して下さることをお願いしたい。

徳山ダム建設中止を求める会

近藤ゆり子

兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会 ニュースレター

Tatsumi Express

No.15(水源連ニュース版)

辰巳の会事務局

〒921-8134 金沢市南四十万1丁目217

Tel/Fax: 076-298-7429

saigawa@mva.biglobe.ne.jp

<http://www2u.biglobe.ne.jp/~saigawa/>

ミゾゴイを第二のトキにさせるな！

辰巳ダム付け替え道路予定地近くに絶滅危ぐ種ミゾゴイが生息
県は工事を中止し、生息環境の保全を

辰巳ダムの付け替え道路予定地近くで絶滅危ぐ種の渡り鳥ミゾゴイが生息しており、営巣・繁殖の可能性が高いことが、森の都愛鳥会の調査によって明らかになりました。

ミゾゴイは、全世界で数百羽しか生息しておらず、日本ではノグチゲラ、オオトラツグミについて個体数の少ない鳥です。

石川県は、付け替え道路の工事を中断し、徹底的な調査を行ったうえで万全の生息環境保全策を講じるべきです。

世界自然保護基金(WWF)ジャパンが8月20日に現地視察を行い、県と意見交換しましたが、県土木部河川課の山本光利ダム建設室長は、「百パーセント、ミゾゴイが生息していると確認されたわけではない」と、工事を強行する構えをみせました。工事をして来年以降ミゾゴイが来なくなったとしても、「来なくなったのが工事のせいかどうかは分からないですよ」とまで言い放ちました。

公共事業に関連してミゾゴイの生息環境保全が問題になるのは、今回が全国で初めてです。道路計画の変更などでミゾゴイの生息地を守れば、今後全国で同様の問題が起こったときのモデル・ケースになります。逆に、工事が強行されれば、悪しき前例として、ミゾゴイ生息地破壊の全国的な流れをつくることになりかねません。

金沢でミゾゴイ絶滅への引き金を引くわけにはいきません。

ミゾゴイを第二のトキにしないため、世論を急速に盛り上げることが求められています。

(<http://www2u.biglobe.ne.jp/~saigawa/010820mizogoi.html> に現地視察、県との意見交換の詳細があります。)

使われたことのない水利権——犀川ダムに207万 m^3 のゆとり

大幅な変更を迫られる辰巳ダム計画

建設コンサルタント・中登史紀さんによる公文書の分析によって、犀川ダムの有効貯水量およそ1,200万 m^3 のうち207万 m^3 を占める工業用水が34年もの間、1滴も使われていないことが明らかになりました。工業用水の事業者である金沢市も、この事実を認めています。

犀川ダムの遊休容量207万 m^3 は、辰巳ダムの洪水調節容量560万 m^3 の4割近くにあたります。この無駄につかわれている207万 m^3 の容量を洪水調節用に転用すれば、データの捏造による県の虚構の雨量予測を前提としてさえ、辰巳ダムは、少なくとも大幅な規模縮小が可能です。

金沢市は、これまでに約3億2千万円の税金を、1滴もつかっていない工業用水のために、負担金として県に納めています。金沢市は、中さんの指摘を受けたのちも、何の根拠も示さずに「将来つかうこともあり得る」と強弁し、犀川ダムの207万 m^3 の転用を拒否する姿勢を示しています。

中さんは、8月30日、①工業用水の水利権を破棄または転用すること、②不当に支出したダム管理費負担金相当分を市へ返還することなどを金沢市長に求める住民監査請求を行いました。

石川県は、今年度中を目処に犀川の河川整備基本方針の策定作業を進めており、辰巳ダム計画も基本方針に組み込むとしています。犀川ダムに207万 m^3 のゆとりがあることが明らかになった以上、この事実を目をつぶって現在の辰巳ダム計画をそのままにした基本方針をつくることは許されません。国土交通省も、複数のダム間で利水と治水の用途を変更することなどを含め、2002年度からダム新設を不要にするために既存ダムを徹底活用する方針を示しています。

基本方針策定作業の根本的な見直しが迫られています。

(詳しくは、<http://www.nakaco.com/>【TOPPICS】金沢市工業用水の遊休化問題 をご覧ください。)

公文書非公開の
異議申立書放置

県陳謝申し訳ない

北陸中日

2001.8.8. (9)

『辰巳の会』抗議文提出

請求活動への不当な対応で、再発防止のためにも明確な対応を示してほしい」と、知事名による文
書での謝罪と責任者の処分を求める抗議文を手渡した。
対応した小林正樹土木
部次長は「情報公開の趣旨から見ても、迅速にやるべきで申し訳なかった」と陳謝し「二度と起きないよう、対応を指示したい」と述べた。
非公開の執筆者氏名などについては、県が二〇〇〇年一月に非公開決定を撤回し、全面公開。異議申し立てに対しては今年七月に却下とした。

石川県が金沢市の犀川上流に計画する辰巳ダム建設に反対する「辰巳の会」は八日、ダム関連の公文書公開請求に関する一部非公開決定への異議申し立てが一年七カ月にわたり放置されたとして、謝罪と責任者の処分などを求める抗議文を県に提出した。

建設の事業継続を決めた一九九九年八月の県公共事業評価監視委員会に資料として提供された専門家の所見について、同会が公開請求した際、県が執筆など一部の非公開としたため、同年十二月に行われた。
県庁を訪れた同会の山洋事務局長は「異議申し立ての長期放置は、公開

工業用水「管理費むだ」

2001.8.31.
朝日(石川) 犀川ダムの返還求め監査請求

金沢市の犀川ダムから引いている工業用水について、使われる見込みもないのに、毎年管理負担金を払っているのは不当な支出として、金沢市の水道専門の技術士、中登史紀さん(34)が30日、山出保市長に工業用水の転用・破棄、ダム管理負担金の返還などを求めた住民監査請求を市監査委員

事務所に提出した。
請求書によると、65年に完成した犀川ダムで工業用水がつかられてから、市は毎年、県にダムの管理負担金を払い続けている。67年から昨年末の34年間で、3億2200万円を県に支払ったという。請求書ではこの点を指摘したうえで、81年の工業用水需要量の交

地権者と再協議

ダム買収
辰巳地
県 河川整備方針策定機に

金沢市の犀川上流で計画している辰巳ダムについて県は六日、同市役所で開かれた同ダム建設促進期成同盟会の総会で、年度内に策定する改正河川法に基づく犀川水系の河川整備基本方針策定を機に、用地の土地共有運動をしている地権者に用

る。また、本来工業用水は特定の使用者が負担するものとして、一般財源ではなく、既存の工業用水道特別会計から支出するべきとしたほか、昨年度のダム管理費の負担金1800万円を市に返すよう求めている。
同ダムではダム本体用地の約99%が取得済みだが、残り約五千二百平方メートルでダム建設反対派を含む四百二十三人が用地を共有化し、用地買収の交渉は進んでいない。
総会の席上、同盟会評議員の井沢義武市議が下流域で治水のための河川改修が進んでいる状況を踏まえ、残る地権者への働き掛けについて尋ねたのに対し、福本俊明県土木部長は「用地交渉では取り付く島もないのが現状。基本方針の策定で、法的に新たな段階に入るので、流域住民すべてに理解を求めていく」と、地権者へ説明の機会を設ける考えを強調。
総会で「環境保全に十分配慮しながらダム早期完成に向け総力を挙げるとの決議を採択した。

内海ダム再開発事業の凍結を求める要望書

内海ダム再開発事業と
国立公園寒霞溪の自然を考える会
代表 榑本イトエ

今、全国で無駄と環境破壊の公共事業の典型として、ダム開発事業の見直しが進やられています。これは、建設大臣（現国土交通省）の諮問機関である「河川審議会」が昨年12月、ダム建設が自然環境と下流の生態系を破壊し、しかもダム等の人工化による「洪水完全防御は不可能」として、自然を生かした「災害に強い街づくり」への河川行政の転換を建設大臣に答申したことにもあると思います。

このような中で、日本で三本の指に入る溪谷美を誇る国立公園「寒霞溪」のふもとで計画されている「内海ダム再開発事業」（新内海ダム建設）は、早明浦ダムの堰堤（400m）より47mも長いにもかかわらず、貯水量は早明浦ダムの三百分の一という効率の悪いものです。

私たちの会では、447mものコンクリートの壁で「寒霞溪」の景観を破壊する内海ダム再開発事業を、財政の無駄をなくして自然環境を守る「効果的で実現可能」な新しい河川行政（治水・防災対策）へ転換することを求め、多くの問題を含む本事業計画の凍結を以下の理由で求めます。尚、地元対策協議会と内海町・期成会等が同意の「協定書」を締結していますが、地元住民の十分な合意を得ているかどうか疑問です。「考える会」では、ダム直下、北区の大多数の皆さんから「凍結」の署名を頂いておりますことを、申し添えておきます、

- ① 利水については、四年前に吉田ダム完成後、断水はなく（昨年の渇水期に吉田ダムは80万トン貯水、これは内海・栗地両ダム利水用量の二倍に相当）人口減少するなか、水需要が増加するとは考えにくい。
- ② 治水目的（洪水調節用量）の根拠とされている五十一年災害は、別当川の氾濫によるものではなく、西城川の土石流によるもので、別当川流域では家屋の流失・人命の被害はなかった。
- ③ また、五十一年災害はブルーライン（四十五年開通の寒霞溪ドライブウェイ）が大きな要因です。内海ダム再開発に伴う道路の大規模な変更（急勾配）は、郷土の文化財である「落矢池」の水没と自然破壊をおこし、ブルーラインの教訓を無視した行為で、新たな災害要因をつくります、
- ④ 447mの巨大なコンクリートの壁は寒霞溪の景観を損なう自然破壊であるばかりか、ダム直下には多くの人家が連なっており、巨大なコンクリートの壁の真下で暮らすことになる住民の圧迫感は相当なものがあります。⑤再開発が引き起こす自然豪境と生態系の破壊（別当川流域の水の枯渇・堆砂及び貯水の汚染）が懸念され、結果として農業用・生活用として多く活用している井戸やため池への影響が考えられます。
- ⑥ 水道料金など自治体・住民の負担が明らかになっていない。
- ⑦ 地元神懸通地区だけではなく、別当川下流域の草壁地区や内海町町民全体に本計画を明らかにし、別当川流域の治水・防災対策として、どういう方法がいいのか、（ダムに頼るのか、河川の拡張・改修によるのか等々）住民参加のもとでの十分な検討を再度行うべきである。

以上の理由により、「内海ダム再開発事業の凍結」を強く要望いたします。

（この文書は香川県知事、四国財務局長にも手渡されています）

県に、内海ダム再開発の凍結を求める地元住民ら



内海ダム再開発で住民ら

県に凍結を要望

国に提出
署名

小豆島の内海ダム（内海町）の再開発の凍結を求め、地元住民らで組織する「内海ダム再開発事業と国立公園寒霞溪の自然を考える会」（榎本イトエ代表）が20日、県河川砂防課に要望書を手渡した。

内海ダムは、別当川水系の多目的ダムで、59年に完成、堤の長さは143メートル、総貯水量は14万立方メートルの規模。県などは、堤の構造が比較的弱く、従来の上水利用に加え、かんがい用水も確保したいとして、同ダムの再開発計画をすすめている。計画では、現在あるダムの50メートル程度下流に、堤長447メートル、総貯水量106万立方メートルの新ダムを建設予定。

内海町と、地元自治会メンバーらによる内海ダム再開発事業地元対策協議会は7月26日に、同ダムの再開発について合意する協定書を結んだ。県は「地元で何度も説明会を開き、合意を得られたと受け止めている」としている。

の新たな建設予定。

一方、「考える会」は、水需要の増加は考えられない▽観光地である寒霞溪の景観を損なう▽水道料金などの負担が明らかになつていない――などとして、再開発の凍結を求めている。署名活動もしており、20日までに約1040人の署名が集まった。ダムに最も近い地区の住民も、約9割が署名しているという。

同会は、来週中にも、国土交通省と財務省に署名を提出する予定。

「考える会」は「こんなに巨大なダムが一体必要なのか。観光資源へのダメージや水道料金の値上げなどマイナス面の説明もなく進めることは認められない」と訴えている。

内海ダム再開発凍結を

住民ら県に要望書提出

内海町神懸通の住民ら「自然を考える会」は二十日、県に対し、内海ダム再開発の凍結を求める

要望書を提出した。要望書では、▽将来の水需要に対し、百六万立方メートルの貯水量は不要▽水道料などの自治体、住民の負担が明らかでない―など七項目を挙げ、住民との

山口河川砂防課長は「ダムは利水、治水の両面からみて最適。合意形成に向け説明会を開催している」と答えた。

内海ダム再開発は、老朽化や水不足などに対応するため、既設のダムの下流に現在の倍の高さのえん堤を計画している。

「紀ノ川流域委員会」の開催はじまる

7月18日、第2回紀ノ川流域委員会が開催された。

「ダム審議委員会」からまる2年、新河川法に基づき「紀ノ川流域委員会」が発足した。この2年間は社会状況の変化も著しく、環境保全の見直しが随分と叫ばれた月日でもあった。各地方でのダム反対運動は今までも増して激しく活発な全国運動としての広がりを持ちそれこそ全国各地に火がついたと言っても過言でない状況となった。その火付け役として、「吉野川第十堰住民投票の会」、長野の「脱ダム」宣言など象徴的なことが挙げられる。

従って、政府自らが、公共事業の見直し論をぶち上げるに至ったことは、その問題の深刻さを物語っている。これは、一概に、環境保護論に集中した訳ではない。財政破綻という日本の経済再生論が浮上せざるを得ない状況から来たとも言える。何れにせよ、地域における環境破壊の弊害が実態化され、長引く景気の低迷と相俟って、いよいよ見直しをやらなければと言ったところが本音だろう。

そこで出てきたのが、市民参加という標語である。至るところ一般市民参加が謳われ出してきた。自民党の身代わりの速さがこういうところにもきっちり反映している。手の平を返す事ぐらいいいとも簡単、では市民の方でどうぞと言う訳である。それでも答えはきっちり導かせる体制だけは考えてある。

今回の一般公募による市民からの委員採択は全国で始められている流域委員会としては、初めての試みということで非常に注目を集めてはいるが、やはり旧来型の委員選出に基づいていることは否定できない。しかし、その枠内では開かれた市民参加方式を最大限活かそうという試みは反映されているように感じさせる。その例として、委員会開催場所を流域各地域で行う。委員会での傍聴者の発言を認める。これは審議の対象として反映していくなど目覚ましい画期的ともいえる試みが為されている。2年前の「ダム審議委員会」とは雲泥の差である。また、委員長からの提案、「ゼロからの出発」として議論を始めよう、この新しいシステム言葉に私達は戸惑いからの不安と期待を抱かざるを得ない。急激な行政の対応に私達市民感情が置いてきぼりをくった、変わり身の早さに真似が出来ないでいる、そんな状況である

これから進められる委員会にどこまで私達市民の声を乗せられるか、その一言に尽きる。今現在、展望は開けているが、受け皿である市民、その声のひ弱さを感じるというのが正直なところであろう。

WIND TWA 岩畑 正行

市民運動の敵、民主党の裏切り

土地収用法改正案が、先日民主党の賛成で衆議院を通過しました。民主党の市民運動に対する挑戦とも受け止められる改正案に対しての判断は、運動を続ける私達にとって常軌を逸した信じられない暴挙としか言いようがありません。状況的に参議院も通過、法制化される見通しになっている。

この国会での動きと同時に、強制収用の法的威力をほしいがままに現実のものとして適用されたダム建設がある。戦後最大最悪のダム計画、人権問題としてその負の遺産を残してしまった苫田ダムである。最後の地権者、宗森さんが同意して1週間後のことである。

6月24日、収用に向けた、土地、物件調書の立ち会い作成が現地の町民体育館であった。私は戦後ダム史に残るこの最悪のシナリオを記憶すべく現場に立ち会った。奇しくも、改正案衆議院通過後すぐの実施であった。ここに、その現況実態を緊急レポートします。

土地収用法に関係する「苫田ダム」からの報告

24日、午前9時より奥津町民体育館にて、土地収用法第36条の規定による土地調書および物件調書の作成の立ち会い要請が行われた。9時半、体育館内で待ち受ける中国地方整備局の関係者50名程に対し、30名程のやや淋しい集まりが体育館前に集合、(マスコミ関係者8名)、矢山氏の説明を聞き、混乱もなく受付に向かう。何となく抗議迫力にかけ幕開けでスタートした。午前中は、難なく極めて事務処理的に進められた。

午前中に集まった土地共有者は70名程。参考に、「苫田ダムに反対する土地共有者の会」は1265人、何とも関心薄の参加人員数である。これは、偏に現行の事業認定の弊害が諸に出ている、国土省の狙いどころであろう。

3月に基礎工事が終了、本体工事が着々と進んでいる現況において「執行不停止の原則」が大きくものを言った訳である。

国民の異議に関係なく説得してしまう、諦めを強要する最善の武器がこの「執行不停止の原則」であろう。政府がこの宝刀を持つ限り、間違いにブルドーザー、刃り構わず自然を壊し続けるだろう。従って、私達の法的争点はこの一点に絞っても改正させなければならない。その為の運動を展開する必要がある。

午後1時前、受付前にて大きな罵声が館内に響きわたる。「他人の土地を取り上げるのに、はがき1枚で印鑑をもって出て来い、交通費は支給しませんとは何事だ」。見ると、30名近い人垣が受付の職員を相手に押し問答をしている。「貴様らなにさまのつもりか、事前に説明もなく押印せよとは人を馬鹿にするにも程がある」。その他の問答が続くなか、仲間の一人が、私と居た矢山氏を呼びに来る。一行は一旦、控え室に移り、書類手続きの説明を矢山氏から聞き、そして昼食をとった。それからである、職員2人が対応する窓口が12席、順次席に着き係官と調書作成に入ったが座ったきり動かない、そして時に大きな声で、また、机を叩く人、これはこれはと側により拝聴すれば、落語より面白い問答のやり取りが行われていた。30分40分と時間が過ぎる、整備局は臨時の席をつくり対応する始末。「どうしてもダムがいるというあんたらの言い分が理解できない。委任した人からここのところをとくと聞いてきてくれと頼まれている。これが解からないと帰る訳にはいかない。」と主張しているのである。仲間の方に聞けば、「播磨空港いらん会」のメンバーとのことでした。それで理解が出来た、今日は反対運動に来ているのだ。戦のまえの腹ごしらえだった訳だ。

異議申立ての対応について、調書に直筆するのが困難な為に、「土地共有者の会」の方が、異議申立て文面をコピーして配布、調書に張り付けという便利な手順を考えてきていた。便利は便利だが、整備局にも便利なのには困惑、閉口した。

結局当日参加者は100名少しでした。それでも委任状は300名以上とのことで、本日の調書に異議申立てした人は推測で400名ぐらいだろうか。「土地共有者の会」3分の1の人数である。また「土地共有者の会」代表の顔には、200人の全国から寄せられた委任状の書類手続きに時間がかかり疲れきった様子がありありと窺えた。

いかに「執行不停止の原則」が〈菊の御紋〉であるかが解かったという結果だった。土地収用法改正の狙いは、上記した、強制収用の事務簡素化の徹底、マスコミからの隠蔽工作にある。強権病の石原都知事が日の出町の再現を完全に封じてしまう為に禁じ手を法案化させた、民主主義に対する挑戦状なのである。これにまんまと乗ってしまう民主党は、地方での公共事業推進を中央においても認めた事になり、「公共事業の見直し」路線から完全に逸脱した事になる。一月前には正常な「中央と地元のねじれ状態」が存続していた。少なくとも私達(市民運動)はそう理解していた。6月3日、大垣市で鳩山由紀夫代表は「徳山ダム」も含むダム凍結を公約してそのねじれを証明してみせた。大垣市における鳩山代表の発言の重要性についての認識を、部門別専門会議の議員は全く持とうとすらない悲劇的な状況を民主党は内包している。鳩山由紀夫代表が宇宙人的なのではなく、民主党そのものの本体が宇宙的なのだ、未確認政治物体とでも言える。つまり、鳩山由紀夫代表が発言した10日前、5月23日に岐阜県収用委員会は、「徳山ダム建設中止を求める会」のトラスト共有地を収用裁決していたのである。政府に対して民主党が「公共事業の見直し」の一撃を放った矢先のことである。ネクスト大臣とやらで決めてしまうのだから話にならない。

認識を新たにしなければならないことは、民主党の寝返りだけではなく、マスコミもその一端の責任を担っているということだ。

戦前118社のマスコミ関係がある日を境に「戦争反対を訴えなくなった」、政府による報道隠蔽工作である。この再来を今回は民主党が担ったが、マスコミがそれを黙認してしまった。土地収用法改正案が何ら審議対象にならずに可決されてしまったことがそのことを如実に物語っている。現に、この件についてマスコミは一切と言っていないほど報道していない。当然、今回の苦田ダムについても皆無であろう。「新聞主義」でも良い、一時は、この住民運動で飯の種にしてきたマスコミだ、最後まで面倒見るのが人情というものであろう。少数派になったからと言って知らぬ論ぜぬではいかにも寂しい。昨日の済んでしまったことは、記憶に御座いませぬが流行だが、それは、政府が苦田ダムで断行した記憶の抹消と同じ事になる。それとも再びマスコミは「赤紙一枚」の時代に戻ってもよいとでも考えているのだろうか。しかし、法案が参議院で承認されれば、少なくともトラスト運動に対しては「はがき1枚」の世界になってしまうのは確実である。ここは、私達の正念場である。

追記

6月20日、民主党の賛成により「土地収用法改正案」が承認されたことに対して、水源連事務局から菅直人幹事長に抗議の「申し入れ」が行われた。「申し入れ」には、直接会見をもって公党としての回答を求める要請も付けられていた。

29日、水源連事務局から7月3日午後4時半、民主党本部にて会見するとの連絡が入る。「時既に遅し」ではあるが、生の激しい抗議をしなければ、私達の運動の枯券に関わる問題である。事務局と一緒に参加する事にし

た。

菅幹事長の第1印象は、公党の政治家としてあるまじき態度であった。「会えと言われたから、仕方ないから会いますけど」、私には彼の腹積りはよく理解できていたから別段驚きもしなかったが。最早、スキャンダル以後政治生命を吸い尽くされている彼に資質は枯渇している。しかし、私達は改正案による弊害を彼に徹底的に認識してもらおうべく抗議しなければならない。糠に釘であろうとも。

浮き足だった勇み足でロスに飛んだ菅幹事長は、ゴア前副大統領との「京都議定書」についての会見に失敗、これは大儀名分状のことでしかなかったと思われるが。大橋巨泉との茶番対談に終始、茶番、時差ぼけからくるうんざり態度で会見に望まれたのでは市民団体としては迷惑千万と言った感じで始った。

結論的には、専門部門会議で審議され、ネクスト大臣が承認したものを否定できないと言う弁明から始まり、日本の第二政党のトップにあるまじき発言、「この法案を知ったのが遅すぎた。まさか審議が通ってくるとは思わなかった。」それから最後は、この法案が裁決される止むない状況が今日蔓延化しているとの心情を吐露する始末。これには私達も閉口した。これが本音なのだろう。自民党にも勝る民主党内の抵抗勢力のあることをしみじみ知らされた。

他人の家事情等聞いている場合ではない。水源連事務局は、土地収用法の実態、公共事業ごり押しの実態についての認識の欠如、取分け今日における住民参加の重要性の甚だ逸脱した判断等につき厳しく糾弾しました。また、今回の賛成は、族議員と何ら変わらない民主党としてあるまじき判断であり信じられないとも申し述べた。さらに、水源連から専門部会に対して、この件について十分な批判意見を出しているにも関わらず全く無視するような判断に怒を感じると強く抗議した。私も最近経験した土地収用法の実態、苫田ダム、愛知万博トラスト運動等について、行われた現場から写真説明に基づきその実態を報告、今回の判断が如何に市民運動の理念から逸脱した、民主党からの離縁状でしかないことを強く抗議、地方でのねじれを自ら認めてしまった民主党本部に対して反対に三行半を叩きつけたと言うのが私の抗議である。

とにかく小泉ヒーバーで血迷ってしまっている。白けた状況のなか秘書から時間が通達されて閉会となった。

今回の民主党の誤作動を促した背景に、東京都の都市開発が大きく暗雲垂れ込めていたと言える。昨年10月10日、日の出町ごみ処分場における行政代執行を日切りに、石原東京大改造宣言による都市開発の迅速化を実現する為、小泉内閣の都市再開発論と符合させる布石を打ったと見るのも強ち的を得ていないことではない。事実、5月6日には、頻繁に石原都知事が首相公邸を訪ね時間単位の会談を持っている。小泉首相も非常に評価しているとのことで二人三脚の基盤がしっかり出来ている、と診て良い。その自信、体制の表われが、6月4日、東京都議会の所信表明、「小泉内閣の姿勢は、新しい時代の流れを巻き起こすため行動を開始した東京の理念と相通じる」と言わしめているのだろう。忘れかけていた「日本列島改造論」を思い出した。どうも日本国民は「改造論」が好みようだ。

論より証拠、自民党山崎拓幹事長は、先日の参院選大勝後のあるセミナーで「構造改革は一種のお経みたいな形で、『構造改革、構造改革』と言っていけば人気が上がる」、と放言があったという新聞記事を読んだが、これは放言ではない、本音である。「小泉大明神」を背景に石原都知事のドリル炸裂を許してはならない。翼賛的議会における民主党の役割はもはや枯渇してしまった。自民党が民主党を眼中にしないのと同時に、市民運動自体が体制の状況認識を新たにして、真っ向行政に立ち足る運動体を模索しなければならない時期である。



福井新聞 9.7

県、福井市

足羽川ダム利水「不要」

需要減る 建設論議再燃か

治水、利水を目的とし、を下し、地元の美山、池田、阿町住民や同省ダム工事、建設計画で県と福井市が協議の減少を理由に利が六日分かった。これま水計画から撤退する判断で県はダム建設審議委員

間つ声が再燃しそつた。一九九七年の足羽川ダム審議委員会の意見を受け、利水に関しては県と福井市などであつたため協議し、必要性を検討することになつてゐた。

県によると、九一年に行つた利水需要予測では、テクノポート福井などに企業進出が進み、福井市の人口が増えると思定して、県が工業用水として一日当たり五万ト、同市が上水道用水として二万五千トが必要と試算してゐた。

当時、テクノポート福井と福井市二日市町の工業団地を合わせて三十四の工場が操業。九頭竜川水系から一日二万二千七百ト取水してゐたが、それ以降は「不況の影響もあつて各工場が節水に努力し、一社当たりの水使用量は減つた」(県企業計画と比較)、建設の可否の判断を下すとしてゐる。ダム工事事務所によると、現在のところ地質調査で断層などの問題は出ていないといふ。

福井市も、人口の伸び悩みや市民の節水意識の進展を理由に、足羽川ダムの利水が不要と判断。利水に参加すると、水道料金の値上げにつながり、市民の合意が得にくいとも理由としてゐる。八月末に、県などから利水撤退を報告されたダム工事事務所は「地元自治体が判断するとなつて、検討結果は尊重する」とする一方、「これまで利水は必要と断言してきたのに、この期に及んでいらないでは地元が納得するかどうか」との懸念を示した。治水目的だけではなく、ダムの規模や建設費が大きく変わることはないといふ。同ダム計画は、今月末までに代替案建設予定地である池田町内の地質調査を終え、秋には美山、池田両町にまたがる現計画と比較し、建設の可否の判断を下すとしてゐる。ダム工事事務所によると、現在のところ地質調査で断層などの問題は出ていないといふ。

足羽川ダム

県と福井市が利水撤退

国土交通省 計画見直し迫られる

国土交通省が足羽川水系に建設を計画している足羽川ダムについて、県と福井市は、それぞれ工業、水道の利水から撤退することを決めた。同省や県、福井市は「治水目的でダムが必要との立場は変わらない」としているが、利水ダムとしての役割が不要となつたことで、同省はダムの規模など計画見直しを迫られる。

県などによると、県と「テクノポート福井」など込んだ福井市は同二・五福井市は一九九一(平成二)の工業団地への安定供給万トの利水を計画していた。三・年、同ダムへの利水 給を目的に一日当たり五た。 県の工業団地への工業参加を正式決定。県は一万ト、人口増加などを見

用水は現在、九頭竜川本流から取水して、同約三万四千トの利水権を持つ。工場増加などを見込み二〇三〇年には同八万ト必要として利水参加を決めた。しかし、工業用水のリサイクルが進んだことなどから、需要は伸びず、現在は同約三万トにとどまつてゐる。福井市も一九九四年の「池田町部子川ダムを考へる会」の山内富治代表世話人は「治水だけを考えるなら、護岸改修などダムによらない方法もあるはず。ダム建設の理由の柱がなくなつたと

足羽川ダム計画 足羽川に利水、治水などを目的とした総貯水容量七千万立方メートルの多目的ダムを造る計画。美山町の足羽川本流にダムを築く案と支流の部子川(池田町)にダムを築く案がある。どちらの案を採用するかは本年度中に決める予定。

ともあり、今後も伸びないと考え」と説明。利水から撤退する考えを明らかにした。

国土交通省近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所の森田宏副所長は「工業用水を含めた水道需要がなくなつたことで、ダムの規模縮小は避けられない。だが、水道用の利水の割合はダム計画全体のなかではわずか。治水の目的は変わらなかつた。建設に向けたスケジュールに影響はない」と話してゐる。

「もういえる」と指摘してゐる。

一方、ダム建設に反対する「池田町部子川ダムを考へる会」の山内富治代表世話人は「治水だけを考えるなら、護岸改修などダムによらない方法もあるはず。ダム建設の理由の柱がなくなつたと

同ダム計画は、今月末までに代替案建設予定地である池田町内の地質調査を終え、秋には美山、池田両町にまたがる現計画と比較し、建設の可否の判断を下すとしてゐる。ダム工事事務所によると、現在のところ地質調査で断層などの問題は出ていないといふ。

同ダム計画は、今月末までに代替案建設予定地である池田町内の地質調査を終え、秋には美山、池田両町にまたがる現計画と比較し、建設の可否の判断を下すとしてゐる。ダム工事事務所によると、現在のところ地質調査で断層などの問題は出ていないといふ。

同ダム計画は、今月末までに代替案建設予定地である池田町内の地質調査を終え、秋には美山、池田両町にまたがる現計画と比較し、建設の可否の判断を下すとしてゐる。ダム工事事務所によると、現在のところ地質調査で断層などの問題は出ていないといふ。

実績8年 県政託す



薄氷を踏む勝利で3選を果たし、支持者に囲まれる圓藤さん(中央)＝16日午後10時20分ごろ、徳島市山城西4の選挙事務所

圓藤知事3選

予期せぬ苦しい勝利

3期目へ決意新たに

三選への関門は予想以上に厳しいものだった。十六日夜に開票が行われた徳島県知事選挙は、現職の圓藤知事さん(55)が対立候補の大田正さん(55)を約三万二千票差でかわす、苦しい勝利。「みなさんが暴風から私の身を守ってくれた。一生懸命に感謝したい」。一方、大健闘の大田さんは善戦をたたえ合の拍手の中、充実した表情で敗戦の弁を述べた。

「まさか、ここまで、所、テレビの開票速報を一言も失った。陣営幹事らには、見つけていた支持者の一部はみな口を真一文字に結び、険しい表情。

「胃に悪い」「見てられない」。女性支持者は落ち着かない様子で席を立ちたり座ったり。テレビが圓藤さんに当選を打ったのは午後十時すぎ。その瞬間、事務所は別れんばかりの拍手と歓声に包まれ、支持者が肩をたたき合っ「よかった」「うなる」とかと思ったとがっかり握手を交わした。

午後十時二十分、事務所に現れた圓藤さんは、もみくちゃにされながら壇上へ上がってガッツポーズ。万歳三唱のあと、両手を合わせて深々とおじぎをする。薄氷を踏む勝利の苦しさを感じていた。「こんな苦戦するとは、みなさんのおかげで何とか勝利をものにすることができた」と圓藤さん。中谷浩治選対本部長が「良識ある県民のみなさまに心から敬意と感謝を申し上げます。圓藤知事と二精に徳島県の未来を築いていこう」とあいさすると、大きな拍手がわき起こった。

圓藤さんは多くの批判票が出たこと(報道に受け止めたこと)に批判に耳を傾け、県政の中で取り入れていく努力をした。いとして、県民のみなさんと心を一つに、県の発展のために、県民の幸せのために、一心不乱になつてこの恩返しをしたい」と新たな四年への決意を語った。

傍らで何度も涙をぬぐうとよ子夫人。総務副大臣の圓藤相良代議士(公明)や、自民県連会長の山口俊一代議士らも「これから圓藤知事を支えていこう」。

圓藤さんは「テレビの開票速報を見ながら、負けたらと思った。敗戦の弁を考えた」とも。自民県議からは「これまで厳しい審判が下るとは」との声も聞かれた。

素晴らしい戦いできた 大田



「素晴らしい戦いできた」とあいさつし、一人ひとりと握手して回る大田さん
◎＝16日午後10時25分、徳島市北田宮2の事務所

大田さんは午後九時前、徳島市北田宮2の事務所の別室に入り、テレビの開票速報を見守った。次々と映し出される得票数に一喜一憂する。手連県民ネットワークのメンバーも、圓藤さんの当選が報じられると「うそ」「この声が上がった。午後十時二十分すぎ、あいさつに立った大田さんは「まさか」に情。勝手連や県民のみなさんの心温まる支援を受け、素晴らしい戦いができた。青春時代に戻ったような感じで、人生で最も充実したときを過ごせたと頭を下げた。

「私の得票は圓藤知事への批判の意思表示。そのことをくみ取って今後の県政を進めてほしい」と話す。目を真っ赤にしたメンバーから大きな拍手が起きた。

敗れたものの、事、中、本、当、よ、う、つ、た、と、思、う、自、信、と、誇、り、を、持、つ、て、い、い、。圓、藤、和、美、代、議、士、は、ハ、ン、デ、イ、を、表、世、話、人、は、一、残、念、な、結、果、だ、が、現、職、に、対、し、て、面、で、完、全、な、勝、利、と、硬、い、表、情、で、話、し、た。

梶 産婦人科
Kaji Women's Hospital
診療時間/月・水・金 9:00～20:00
火・木・土 9:00～18:00
徳島市等島本町東2丁目22番地2
(JR徳島駅より徒歩3分)
tel.086-622-1680

県民の不満表す得票差

2候補の市町村別得票

(比率の小数点3位以下は4捨5入)

		園藤		大田	
		得票数	比率	得票数	比率
徳島市	市計	40,311	45.80	47,695	54.20
鳴門市	市計	11,925	57.21	8,918	42.79
小阿部市	市計	7,131	50.41	7,016	49.59
勝浦市	市計	10,519	56.65	8,048	43.35
名東市	市計	69,886	49.37	71,677	50.63
西条市	市計	2,283	67.13	1,118	32.87
那賀郡	計	885	67.66	423	32.34
佐那郡	計	3,168	67.28	1,541	32.72
石神郡	計	992	61.35	625	38.65
那賀郡	計	5,308	55.83	4,199	44.17
那賀郡	計	3,064	74.97	1,023	25.03
那賀郡	計	8,372	61.59	5,222	38.41
那賀郡	計	3,894	53.16	3,431	46.84
那賀郡	計	2,443	50.68	2,377	49.32
那賀郡	計	960	52.34	874	47.66
那賀郡	計	1,237	65.04	665	34.96
那賀郡	計	938	64.33	520	35.67
那賀郡	計	465	74.28	161	25.72
那賀郡	計	756	55.06	617	44.94
那賀郡	計	10,693	55.30	8,645	44.70
那賀郡	計	1,159	64.78	630	35.22
那賀郡	計	1,803	59.35	1,235	40.65
那賀郡	計	1,795	61.37	1,130	38.63
那賀郡	計	2,106	66.04	1,083	33.96
那賀郡	計	1,004	65.49	529	34.51
那賀郡	計	1,193	62.82	706	37.18
那賀郡	計	9,060	63.03	5,313	36.97
那賀郡	計	2,663	48.17	2,865	51.83
那賀郡	計	2,970	32.94	6,047	67.06
那賀郡	計	4,933	42.12	6,780	57.88
那賀郡	計	5,163	72.51	1,957	27.49
那賀郡	計	2,471	45.73	2,932	54.27
那賀郡	計	1,839	51.07	1,762	48.93
那賀郡	計	1,810	49.77	1,827	50.23
那賀郡	計	21,849	47.48	24,170	52.52
那賀郡	計	2,976	60.95	1,907	39.05
那賀郡	計	3,799	62.89	2,242	37.11
那賀郡	計	6,775	62.02	4,149	37.98
那賀郡	計	5,278	54.92	4,333	45.08
那賀郡	計	2,100	56.59	1,611	43.41
那賀郡	計	2,975	55.15	2,419	44.85
那賀郡	計	523	63.47	301	36.53
那賀郡	計	10,876	55.66	8,664	44.34
那賀郡	計	5,244	69.89	2,259	30.11
那賀郡	計	3,482	72.89	1,295	27.11
那賀郡	計	2,424	72.84	904	27.16
那賀郡	計	2,280	69.05	1,022	30.95
那賀郡	計	668	71.29	269	28.71
那賀郡	計	2,825	72.51	1,071	27.49
那賀郡	計	722	80.13	179	19.87
那賀郡	計	17,645	71.60	6,999	28.40
那賀郡	計	1,618	67.67	773	32.33
那賀郡	計	2,466	73.63	883	26.37
那賀郡	計	5,490	61.64	3,416	38.36
那賀郡	計	2,109	69.08	944	30.92
那賀郡	計	2,058	70.33	868	29.67
那賀郡	計	3,101	65.78	1,613	34.22
那賀郡	計	1,052	65.46	555	34.54
那賀郡	計	931	73.42	337	26.58
那賀郡	計	18,825	66.72	9,389	33.28
那賀郡	計	108,255	59.16	74,717	40.84
那賀郡	計	178,141	54.89	146,394	45.11

解説

社会資本整備の必要性を備の必要性を訴えた園藤寿穂氏と、県政の方向転換を呼び掛けた大田正氏が火花を散らした徳島県知事選は、園藤氏が勝利を取めた。しかし、両氏の得票は約三万二千票の差。県内五十市町村すべてに後援会を

置くなど、盤石の組織戦を展開した園藤氏にとっでは厳しい結果だ。大田氏は集まった約十四万六千票は、二期八年の園藤県政に対する県民の不満の度合いを表す数字ともいえる。

「下水道や高速道路など社会基盤整備に取り組む姿勢を強調した。一方、大田氏は大型公共事業を進める園藤県政を批判。「開発より環境保護をまず考えるべきだ」と県政の方向転換を前面に打ち出し、空港拡張・周辺整備とマリンスピア二期の両事業の凍結を公約した。

このスタンスの違いを住民投票のあった徳島市では、大田氏の票が園藤氏に劣ったことが響いた。

有権者がどう受け止めるかが注目されたが、結果は、道路などの整備を求める声の多い郡部で園藤氏が支持を集め、大田氏は都市部を中心に得票を重ねた。

中でも第十堰(せき)の住民投票のあった徳島市の具体的施策を示し切ることが響いた。

現職に厳しい結果

大田氏、県都などで健闘

大田氏は、住民投票に携わった市民団体などでつくる「勝手連県民ネットワーク」の支援による「し」に受け止め、徳未来を切り開いていく。三期目に臨むの責任は重い。

県民は二十一世紀初頭の県政のかじ取り役を藤氏に託した。だが、より投票率が上がったにもかかわらず、得票率減らしたことから全県信頼を得たとは言えない。地方分権への対応少子・高齢化、環境問題など県政の課題は山積み。園藤氏は今、選挙結果を真摯に受け止める。

氏を上回り、かつて可動な。県民は二十一世紀初頭の県政のかじ取り役を藤氏に託した。だが、より投票率が上がったにもかかわらず、得票率減らしたことから全県信頼を得たとは言えない。地方分権への対応少子・高齢化、環境問題など県政の課題は山積み。園藤氏は今、選挙結果を真摯に受け止める。

よみがえる!!黒部川・富山湾

「天下の名流」「日本一の清流」と呼ばれ全国の人々を魅了してきた黒部川は相次ぐダム開発によって川の荒廃が進んでいます。また、黒部川が流れ込む富山湾は天然の生けすと呼ばれる全国屈指の好漁場でしたが、沿岸では漁獲高が激減し海の砂漠化が始まっています。その原因は、91年から始まった黒部川上流でのダム排砂です。国土交通省や関西電力がダムの堆砂対策として黒部川で進めてきたことは、排砂ゲートを利用してダム湖底に溜まった土砂を下流の海へ排出することでした。

地元住民の反対の声を押しきって今年10月、国土交通省直轄の宇奈月ダムが完成しました。関西電力直轄の出し平ダムは91年から排砂を行い、宇奈月ダムとの連携排砂と併せて合計10回の排砂が行われました。

私たちは、宇奈月ダムの排砂ゲートを開放し、きれいな土砂をそのまま海に流すことを求めています。宇奈月ダムでは水道利用のメドは全く立っておらず、発電方法の流れ込み式に変更することも可能であり、現状ではダムに水を貯める必要はありません。排砂ゲートを開放することで治水効果は大幅にアップします。

全国で先駆けて行われた排砂実験の結果、富山の川と海が今どうなっているか、ぜひ現地を訪れ皆さんの目で確かめてください。排砂被害に苦しむ漁師さんたちの声に耳を傾けて下さい。皆さんの参加を呼びかけます。

▼ 樺平から上流にはかつての黒部峡谷の姿が色濃く残っている



宇奈月ダム
排砂ゲートの開放を求める
全国集会へご参加下さい。



▲ 排砂で問題となっている宇奈月ダム

日 時 11月24日(土)
18:00 ~ 21:00

場 所 宇奈月国際会館(富山地鉄宇奈月温泉駅下車1分)
2F大会議室

参加費 1000円

主 催 / 「水源開発問題全国連絡会」
「入善・朝日刺し網部会」
「海を守る会」
「黒部川ウォッチング・富山ネットワーク」

全国集会の内容 11月24日(土) 18:00~21:00

スライドで見る

● 黒部川の魅力とダム開発

▶ スライドを通して河口から源流まで黒部川を紹介。その魅力とともに黒部川の荒廃や排砂のようすを伝える。

● 黒部川漁民の訴え

▶ 排砂被害に苦しむ漁民の人々の声、黒部川とともに生きてきた地元の人々の声。

● 海や川を守る全国からの連帯アピール

▶ 日本の自然を守る最前線に立つ人々の声、川辺川など漁民の連帯メッセージ。

● 公害審査会の経過

▶ 漁民の人々はなぜ排砂差し止めと被害補償を求め富山県公害審査会に申し立てをしたか。ー 弁護士からの報告ー

● 富山湾のヘドロ堆積とダム排砂

▶ 富山湾のヘドロ堆積の原因は?環境調査を続ける金沢大・田崎研究室からの研究報告。

● 宇奈月ダムの排砂ゲート開放を求める

▶ 宇奈月ダムの排砂ゲートを開放することで川と海の再生を求める。具体的なデータを下し、ダム問題の専門家、「水源開発問題全国連絡会」の嶋津氏が提案する。

同時開催

「川は生きているか」

会場ロビーで黒部川他を撮影したフォトジャーナリスト伊藤孝司氏の写真展を開催予定



黒部川沿岸で環境調査を続ける田崎研究室

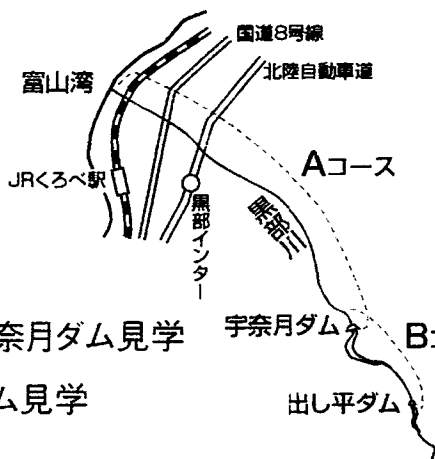
現地見学会

11月24日(土)
13:00~17:00

参加費(資料代)1000円

Aコース 黒部川河口~宇奈月ダム見学

Bコース 宇奈月・出し平ダム見学



Aコース 川の案内人



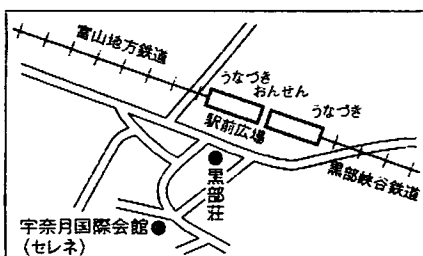
霜野久一さん
地元黒部の住人として、幼少の頃から釣りを続け50余年、黒部川を見つけてきた。

Aコース 河口の案内人



佐藤宗雄さん
入善・朝日利し網部会代表として海を守る最先端に立ってきた。

※ 一般参加の方はAコースに参加できます。12時30分までに JR黒部駅前に集合して下さい。
自家用車か公共交通機関を利用するかわかるように希望者は20日までご連絡ください。



お問い合わせ・お申し込み 黒部川ウオッチング・富山ネットワーク
TEL / FAX (076) 463-5607夜間のみ(金谷敏行)
Eメール kanaya2001@nifty.com

水源連関係者は下記まで
TEL / FAX (045) 561-8186(遠藤保男)
Eメール yakkun@mvd.biglobe.ne.jp

黒部川ウオッチング・富山ネットワークホームページ <http://user.cap.or.jp/~kurobe/>